

『令集解』所引『論語義疏』の性格に関する諸問題 ——「五常」の条をめぐる——

文化科学研究科・日本歴史研究専攻 高田 宗平

はじめに

漢籍旧鈔本^(一)の研究や日本古代中世典籍(以下、日本古典籍と略称する)所引漢籍の研究については、長澤規矩也・阿部隆一の両氏の基礎的な書誌学的研究がある^(二)。しかし全体的には、必ずしも活発な研究が進んでいるとはいえないのが現状である。その要因は、中国学・日本漢文学・日本史学・日本思想史学等の分野に亘る学際的研究が行われていないことにある。漢籍旧鈔本及び日本古典籍所引漢籍のテキストの性格や本文系統の考察を行うことは、漢学を主とした日本古代中世学問史、とりわけ漢籍受容史の研究を行う上で重要な課題の一つである。

筆者は、日本史学と中国学の学際的研究である日本古代中世に於ける『論語義疏』(以下、『義疏』と略称する)の受容と展開の一環として、日本古典籍所引『義疏』と室町時代書写の旧鈔本『義疏』^(三)とを比較することにより、奈良・平安時代に流布していた『義疏』の性格や本文系統の解明を企図している。

本稿では、『令集解』所引『論語義疏』(以下、『集解』所引『義疏』と略称する)を対象として、その性格について考察をしたい。

従来の『令集解』所引漢籍の研究には、以下の二つの文献学上の問題がある。

一、多くの研究では、『令集解』は、現在でも最良の活字本と認知されている新訂増補国史大系所収本(以下、国史大系本と略称する)を用いているが、その底本である国立歴史民俗博物館所蔵田中本(以下、田中本と略称する)をはじめとする『令集解』の主要な写本の性格について十分考慮しないまま、研究が進められていること。

二、多くの研究は、所引漢籍の調査をする際に、日本に伝来していないテキストや『令集解』の撰述時代から考えて全く不適切なテキスト、また近現代の校訂本を用いていること。

これらのテキスト選定の問題は、『令集解』所引漢籍の性格や本文系統の文献学的考察に於いて、最も重要なことである。

本稿では、この点に留意し、研究の原点にたちかえって『集解』所引『義疏』の文献学的考察を行いたい。

第一章 先行研究とその問題点

『義疏』は、武内義雄^(四)・高橋均^(五)の両氏等により中国学分野か

ら研究が進められてきたが、日本古代中世に於ける漢籍受容史の観点からは、活発な研究は行われていない。これら『義疏』の先行研究のうち、本稿が対象とする『集解』所引『義疏』に関わる研究は、次に挙げる高橋均・山口謠司の両氏の二つの論考のみといえる。

高橋均氏は「論語義疏の日本伝来について」^(六)に於いて、『集解』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』（天理大学附属天理図書館所蔵清熙園本を以て代表させる）とを比較検討して、両者は同系統に属するテキストであると結論づけている。ただし、『集解』所引『義疏』が、唐鈔本に由来する本文か否かは言及されていない。

なお、『集解』所引『義疏』の一部に、旧鈔本『義疏』とは異なったテキストを用いたものか、或いは『令集解』の撰述者が引用に際して書き改めたものかを判定するのが困難なケースがあること、また『令集解』の引用箇所を旧鈔本『義疏』に見出すことができない場合があり、皇侃疏以外の疏（例えば楮仲都『論語疏』）からの引用である可能性もあること、の二点を問題として指摘している。

一方、山口謠司氏は「論語義疏の系統に就いて」^(七)に於いて、旧鈔本『義疏』は宋刊本系統ではないかという長澤規矩也氏^(八)の問題提起を証明するために、小島憲之氏^(九)の『令集解』引用の訓詁は原本系『玉篇』の佚文と推定され、これは『令集解』以外の古代中世の古典籍の引用文にも適用できるといふ説、及び太田次男氏^(一〇)の『政事要略』所引『白氏文集』は唐鈔本に由来する本文と推定され、その他の『政事要略』所引漢籍も日本に早くに伝来し、原本に近い良質の本文が保存されているという説に依拠し、『令集解』・『令義解』・『政事要略』・『性霊集略注』・『弘決外典鈔』・『世俗諺文』の日本古典籍に引く『義疏』を唐鈔本に由来する本文と想定する。氏は『令集解』等の日本古典籍所引『義疏』と旧鈔本『義疏』とを比較検討し、両者の異同は単純な誤写・衍字衍文・脱字脱文ではなく、日本古典籍所引

『義疏』が唐鈔本に由来する本文と想定されることから、旧鈔本『義疏』は宋刊本に由来する本文と推定する。

以上のように、『集解』所引『義疏』の系統についての両氏の見解は、唐鈔本に由来する本文であることは一致するが、旧鈔本『義疏』との関係は対立している。『集解』所引『義疏』の系統について、独自に再検討し、その性格を解明することが本稿の課題であるが、それに先だって、高橋・山口の両氏が考察に用いた諸資料のテキスト選択について一言しておきたい。

高橋氏は『義疏』を引用する日本古典籍として『世俗諺文』・『論語総略』・『秘密曼荼羅十住心論』・『令集解』を利用してゐる。このうち『世俗諺文』^(一一)は、遅くとも鎌倉時代初期書写の天理大学附属天理図書館所蔵観智院本を用い、『論語総略』^(一二)は孤本である鎌倉時代末期書写の曼殊院所蔵本を用いており、氏の選択は妥当といえる。しかし『秘密曼荼羅十住心論』^(一三)については、高山寺所蔵天永二年（一一二一）写本・高野山大学図書館保管金剛三昧院寄託平安時代末期鎌倉時代初期写本が伝存するにもかかわらず、日本思想大系『空海』^(一四)所収本と『弘法大師 空海全集』第一卷^(一五)所収本を用いており、その選択には疑問がある。更に『令集解』については、主要な写本^(一六)として、田中本・宮内庁書陵部所蔵鷹司家本（以下、鷹司家本と略称する）・国立国会図書館所蔵清家本（以下、清家本と略称する）・国立公文書館内閣文庫所蔵紅葉山文庫本（以下、紅葉山文庫本と略称する）・宮内庁侍從職所管東山御文庫本（以下、東山御文庫本と略称する）・京都大学文学部古文書室所蔵『旧抄本經書』^(一七)（以下、『旧抄本經書』と略称する）が挙げられるが、氏は国史大系本を用いており、この点にも疑問がある。このように氏のテキスト選定には問題があるといえる。

山口氏は『令集解』・『令義解』・『政事要略』・『性霊集略

注』・『弘決外典鈔』・『世俗諺文』を利用してゐる。このうち、『性靈集略注』^(二八)は孤本である慶応義塾図書館所蔵嘉元四年(一一三〇)六)写本、『弘決外典鈔』^(二九)は神奈川県立金沢文庫保管称名寺寄託弘安七年(一一八四)円種校合移点写本を用いており妥当といえる。また『政事要略』^(三〇)は『義疏』を引用する箇所については古写本が伝存しないので、校訂を経た国史大系本を用いた氏の選択もやむをえない。しかし『令集解』・『令義解』は主要な写本が伝存するにもかかわらず国史大系本を用い、『世俗諺文』は続群書類従所収本を用いており、いずれも問題がある。『令集解』と『世俗諺文』については、前述の通り然るべき写本が伝存しており、それらに依拠すべきであろう。『令義解』が『義疏』を引用する箇所は「上令義解表」であり、その主要な写本には、鎌倉時代書写と推定される国立歴史民俗博物館所蔵広橋本、及び金沢文庫本を近世初頭に書写した国立公文書館内閣文庫所蔵紅葉山文庫本^(三一)があり、これらを用いるべきであろう。また、幾多の旧鈔本『義疏』が伝存するにもかかわらず、武内義雄『論語義疏(校本)・校勘記』^(三二)(以下、武内本と略称する)をもって代替していることにも問題がある。

高橋・山口の両氏の論考の基礎ともいえる日本古典籍のテキスト選定に問題があることは、以上の通りである。このように、先行研究はいずれも中国学分野からの研究であることもあり、日本古典籍のテキストの性格を十分解明しないまま研究が進められていることに大きな問題がある。この点に鑑み、本稿では、まず『令集解』の諸本を精査するとともに、平安・鎌倉・室町の各時代の典籍にそれぞれ引用される『義疏』、旧鈔本『義疏』、敦煌本『論語疏』とも比較検討することにより、奈良・平安時代に流布していた『義疏』の系統を追究し、学問的研究に資することとしたい。

第二章 『令集解』の文献学的问题

日本古典籍所引漢籍が、唐鈔本に由来する本文であるということは、先学の研究^(三三)により、『政事要略』等の引用漢籍について解明されている。しかし『令集解』所引漢籍の研究^(三四)は原本系『玉篇』・『切韻』について先行研究があるものの、引用漢籍の性格や系統にまで及ぶ研究は進んでいない。

『令集解』の編纂は、貞觀年間(八五九〜八七六)といわれている^(三五)。従つて、『令集解』に引用されている漢籍の本文は、それ以前に成立したものであることができる。特に、『古記』と『積』の成立は奈良時代に溯るので、それらが引用する漢籍は、奈良時代以前に溯る本文^(三六)、換言するならば、少なくとも唐鈔本に溯る本文である。『義疏』の現存するテキストは、唐代書写の敦煌本『論語疏』^(三七)を除けば、室町時代^(三八)から明治時代までの比較的新しい鈔本である。このようなことから、『集解』所引『義疏』の性格を解明することは、奈良時代に伝来していた『義疏』の本文復原、ひいては旧鈔本『義疏』の性格を解明する上に於いても、極めて重要である。

『集解』所引『義疏』が以上のような意義を有するとすれば、まず『義疏』を引く『令集解』の的確なテキスト選定が必要である。しかし前述の如く、高橋・山口の両氏は、この点の検討を欠いたまま国史大系本を用いている。よつてここでは、『令集解』のテキスト選定について検討したい。

『令集解』諸本の系統については、石上英一・水本浩典の両氏^(三九)による詳細な研究がある。石上氏作成の『令集解』諸写本の系統略図^(四〇)によれば、『令集解』の依拠すべき写本^(四一)は次の四本である。

〈1〉田中本：国立歴史民俗博物館所蔵江戸時代前期写本

〈2〉鷹司家本：宮内庁書陵部所蔵江戸時代写本

〈3〉清家本：国立国会図書館所蔵慶長二年～四年写本

〈4〉紅葉山文庫本：国立公文書館内閣文庫所蔵江戸時代初期写本

これらのうち田中本は、『国史大系』『令集解』の底本であり、重要な写本といわれている。『国史大系』『令集解』前篇の凡例(三三)には、「底本たる田中忠三郎氏所蔵本は今存するところ三十六冊、袋綴本にして金澤文庫の黒印を墨書し、本文の朱引きの外に行間又は鬚頭に朱墨の書入れ等を忠實に書寫し、諸轉寫本の中にあつて最も原本に近きものと鑑せらる。」とあり、また、関靖氏(三三)は、「奥書の新古によつて、その本の新古を判定することは出来ないが、奥書の沢山あるものほど、多数の人手に転々してものであることだけは想像することが出来る。若しその度毎に転写されたものであるとしたら、一番人手に多く渡らなかつたものほど、真を伝へてゐるものと見ることが出来る。この意味から内閣本と田中本が一番よいものではあるまいかとも考へてゐる。」と、述べている。日本思想大系『律令』の解題(三四)でも、「田中氏所蔵本は、金沢文庫本の転写本であつて、三五冊。書写年代は明らかではないが、江戸時代と推定される。金沢文庫の黒印を墨書し、行間その他の書入れをも忠實に転写したもので、諸本のなかで最も金沢文庫本の原形に近いものとみられている。」と、記されている。田中本は、金沢文庫本系統の諸本中、最善本であるということとは、通説となつてはいるが、国立歴史民俗博物館所蔵となるまでは容易に閲覧することができず、このため田中本を底本としている『国史大系』『令集解』が最良の活字本として一般に使用されてきた。

しかし、田中本については、吉岡眞之「田中本『令集解』覚書」(三五)、石上英一「解題 令集解田中本」(三六)があるとはいへ、より具体的な研究は行われていない。従つて、高橋・山口の両氏のように、田中本を底本としている『国史大系』をテキストとして用いることは問題があり、

筆者は、石上氏によつて主要な写本とされた田中本・鷹司家本・清家本・紅葉山文庫本を用いて、『集解』所引『義疏』「五常」の条の本文を比較検討する。

なお、容易に閲覧することができない事情から、研究が進んでいないといふ東山御文庫本、及び鎌倉時代書写の清家本『令集解』卷十九の断簡を含む『旧抄本経書』(三七)についても調査対象とした。

〈5〉東山御文庫本：宮内庁侍從職所管江戸時代写本

〈6〉『旧抄本経書』：京都大学文学部古文書室所蔵鎌倉時代写本

第三章 『集解』諸本所引『義疏』の比較検討と校勘

『集解』の『義疏』引用文を精査した結果、管見の限りでは次の十三箇条が認められる。

『集解』所引『義疏』	旧鈔本『義疏』
(1) 卷第三・職員令・中務省・画工司・積 74—8左	卷第二・八份第三
(2) 卷第五・職員令・左衛士府・古記 144—3右<左	卷第三・雍也第六
(3) 卷第六・後宮職員令・書司・古記 174—3左<4右	卷第一・皇序
(4) 卷第六・東宮職員令・傳・古記 183—1右<2右	卷第一・為政第二
(5) 卷第九・戸令・聽養条・積 272—4左<5左	卷第二・八份第三
(6) 卷第十一・戸令・国遣行条・讀 320—9右<321—1左	卷第一・為政第二
(7) 卷第十二・田令・園地条・古記 357—4右	卷第七・子路第十三
(8) 卷第十三・賦役令・孝子条・古記 412—3左	卷第六・先進第十一
(9) 卷第十五・学令・在学為序条・積 446—7右<左	卷第四・述而第七
(10) 卷第十五・学令・在学為序条・古記 446—8右<左	卷第四・述而第七
(11) 卷第十七・選叙令・郡司条・積 487—1右<左	卷第九・陽貨第十七
(12) 卷第十九・考課令・五常事・積 557—2右<3右	卷第一・為政第二
(13) 卷第十九・考課令・徳義者内外称事・古記 557—7左<558—2右	卷第一・為政第二

凡例

○当該表を作成に当たっては、『令集解』の底本には『国史大系』本を用い、また、旧鈔本『義疏』には武内本を用いた。

○『令集解』の該当箇所は、『国史大系』本の頁数・行数・双行の左右によって示した。
(例)「74—8左」は、「74頁8行目左」を指す。

そのうち「五常」の条は、四箇条が認められ、いずれも後述する平安・鎌倉・室町の各時代の典籍、及び敦煌本『論語疏』に当該条を見出すことができる。これに対して他の九箇条は、日本古典籍所引『義疏』とは合致せず、比較検討の対象とはならない。よって、本稿では「五常」の条に焦点を絞って、検討を加えることとする。

『義疏』『五常』の条は、巻第一・為政篇第二の後半の部分に該当する。「五常」の条は、『令集解』では①巻第六（東宮職員令・傳・古記）、②巻第十一（戸令・国遣行条・讚）、③巻第十九（考課令・五常事・積）、④巻第十九（考課令・徳義者内外称事・古記）の四箇所に引用されている。はじめに、それぞれについて、前述の諸本を比較検討して諸本間の字句の異同を明らかにすることとしたい。

なお、諸本間で異同がある箇所に●印を附した。翻刻は原則として正字に改めた。

①『令集解』巻第六 東宮職員令 傳 古記

田中本

皇侃云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可變革也出論語疏

鷹司家本

皇侃云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可變革也出論語疏

清家本

皇侃云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有

仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可變革也出論語疏

紅葉山文庫本

皇侃云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可變革也出論語疏

東山御文庫本

皇侃云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可變革也出論語疏

〔校異〕

田中本	鷹司家本	清家本	紅葉山文庫本	東山御文庫本
知	智	智	智	智
受	愛	愛	愛	愛
掌	掌	掌 ^掌	掌	掌

当該箇所は、引用の冒頭に「皇侃云」、文末に「出論語疏」とあるので、『義疏』の引用文と認められる。諸本間の異同は「知」と「智」、「受」と「愛」の二箇所が認められ、また「掌」については清家本に校異が施されている。

「知」と「智」についてであるが、田中本は「知」に作るが、鷹司家本・清家本・紅葉山文庫本・東山御文庫本では「智」に作り、また後述の②④の諸本に於いても全て「智」に作る。これは田中本の「知」は「智」の誤りかと推定される。

続いて「受」と「愛」についてであるが、田中本は「受」に作るが、鷹司家本・清家本・紅葉山文庫本・東山御文庫本では「愛」に作り、また後述の②③④の諸本に於いても全て「愛」に作る。これは「受」と「愛」の筆写体が近似しているゆえの誤写かと推定される。

なお、「是五掌之道」の「掌」についてであるが、ここでは諸本全て「掌」に作る。ただし、清家本の「掌」に「常也」と本文と同筆と思われる校異が施されている。一方、後述の②③④では諸本全て「常」に作る。これらを勘案すれば、「掌」は、筆写体が近似しているゆえの「常」の誤写かと推定される。

②『令集解』卷第十一 戸令 国遣行条 讚

田中本

論語皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也釋名曰德者得也得事宜也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智是五常之道不可變革也

鷹司家本

論語皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也釋名曰德者得也得事宜也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智是五常之道不可變革也

清家本

論語皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也釋名曰德者得也得事宜也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智是五常之道不可變革也

紅葉山文庫本

当該卷は伝存していない。

東山御文庫本

論語皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也釋名曰德者得也得事宜也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智是五常之道不可變革也

〔校異〕

諸本間の異同は認められない。

当該箇所は、引用の冒頭に「論語皇侃疏云」とあるので、『義疏』の引用文と認められる。

③『令集解』卷第十九 考課令 五常事 积

田中本

人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有明了之德爲智是五常之道不可變革也

鷹司家本

人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有明了之德爲智是五常之道不可變革也

清家本

人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有明了之德爲智是五常之道不可變革也

紅葉山文庫本

当該巻は伝存していない。

東山御文庫本

人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有明了之徳爲智是五常之道不可變革也

『旧抄本経書』

当該箇所は伝存していない。

〔校異〕

諸本間の異同は認められない。

当該箇所は、典拠が明記されていないが、前述の①②、後述の④の『義疏』の引用文と一致するので『義疏』の引用文と認めてさしつかえない。

④『令集解』卷第十九 考課令 徳義者内外称事 古記

田中本

皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可辨革也

鷹司家本

皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可辨革也

清家本

皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備

有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可辨革也

紅葉山文庫本

当該巻は伝存していない。

東山御文庫本

皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可辨革也

『旧抄本経書』

皇侃疏云五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可辨革也

〔校異〕

諸本間の異同は認められない。

当該箇所は、引用の冒頭に「皇侃疏云」とあるので『義疏』と認められる。

以上、①④の四箇条の引用を比較検討してきた。これらの結果に基づいて本文を校勘すると次ようになる。

五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮

智信也人有博愛⁽²⁾之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了⁽³⁾之德爲智是五常之道不可變革也⁽⁵⁾

次に、校勘の結果について逐次考察を加える。

- (1) 「智」は、①の田中本のみ「知」に作るが、①の鷹司家本・清家本・紅葉山文庫本・東山御文庫本では「智」に作り、②④の諸本に於いても全て「智」に作ることから、①の田中本の「知」は「智」の誤りかと推定される。
- (2) 「愛」は、①の田中本のみ「受」に作るが、①の鷹司家本・清家本・紅葉山文庫本・東山御文庫本では「愛」に作り、②③④の諸本に於いても全て「愛」に作る。①の田中本の「受」は、「愛」と筆写体が近似しているゆえの誤写かと推定される。
- (3) 「照」は、③の諸本では全て「明」に作るが、①②④の諸本では全て「照」に作る。③の諸本の「明」は、「照」と筆写体が近似しているゆえの誤写かと推定される。
- (4) 「常」は、①の諸本では全て「掌」に作るが、②③④の諸本では全て「常」に作る。一方、①の清家本の「掌」に「常也」と校異注が施されている。これは、「掌」と「常」の筆写体が近似しているゆえの誤写の可能性を窺わせ、本来は「常」とあるべきものと推定される。
- (5) 「變」は、④の諸本では全て「辨」に作るが、①②

③の諸本では全て「變」に作ることから、「辨」は「變」の誤りかと推定される。ただし、「變」と「辨」は、仮借音通の関係にある。しかし、ここの「變」と「辨」が仮借音通であるか否かは、不明である。

第四章 『集解』所引『義疏』と他の典籍諸本所引『義疏』との相異

前章での校勘の結果を踏まえて、『集解』所引『義疏』の性格について考察するためには、他の日本古籍所引『義疏』「五常」の条と比較検討する必要がある。そこで、『令集解』所引当該条と『秘密曼荼羅十住心論』・『般若心経秘鍵開門訣』・『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』にそれぞれ引用されている当該条とを比較し、併せて室町時代書写の旧鈔本『義疏』、唐代書写と推定されている敦煌本『論語疏』も検討材料に加える。まずはじめに、調査に用いた典籍諸本のテキストについて述べておく。

《1》『令集解』

・前章で行った校勘の結果を用いる。

《2》『秘密曼荼羅十住心論』^(三八)

・高山寺所藏天永二年写本（以下、高山寺本と略称する）

・高野山大学図書館保管金剛三昧院寄託平安時代末期く鎌倉時代初期写本（以下、金剛三昧院本と略称する）

《3》『般若心経秘鍵開門訣』^(三九)

・高野山大学図書館保管光台院寄託江戸時代写本（以下、光台院本と略称する）

・智積院智山書庫所藏天明七年写本（以下、智積院本と略称する）

・高野山大学図書館増福院文庫所藏天保十五年写本（以下、増福院本と略称する）

《4》『悉曇輪略図抄』^{〔四〇〕}

・神戸松蔭女子学院大学図書館所藏鋏方建一郎氏旧藏正徳五年写本（以下、鋏方本と略称する）

・高野山大学図書館保管三宝院寄託天保九年写本（以下、三宝院本と略称する）

・『大正新脩大藏経』所収本（以下、大正大藏経本と略称する）

《5》『五行大義』裏書^{〔四一〕}

・穂久邇文庫所藏元弘相伝本

《6》『聖徳太子平氏伝雜勘文』^{〔四二〕}

・宮内庁書陵部所藏明治時代影写本

《7》『太子伝玉林抄』^{〔四三〕}

・法隆寺所藏尊英本（長享元年～延徳二年写本）

《8》旧鈔本『義疏』^{〔四四〕}

・前田育徳会尊経閣文庫所藏応永三十四年鈔本（以下、応永三十四年本と略称する）

・龍谷大学図書館所藏文明九年鈔本（以下、文明九年本と略称する）

・天理大学附属天理図書館所藏清熙園本（以下、清熙園本と略称する）

《9》敦煌本『論語疏』^{〔四五〕}

・パリ国立図書館所藏ペリオ将来本

実際に右の典籍諸本を比較検討していきたい。

まず、前掲の『令集解』の校勘の結果を改めて示し、次に典籍諸本の本文を列挙していく。

《1》『集解』所引『義疏』「五常」の条

五常謂仁義禮智信也就五行論人稟此五氣而生則備有仁義禮智信也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智是五常之道不可變革也

なお、『集解』所引『義疏』に対応する他の典籍諸本所引『義疏』の箇所「」を附し、異同がある字句に●印、『集解』所引『義疏』に字句がなく、他の典籍諸本所引『義疏』に字句がある場合は、それに▲印をそれぞれ附した。翻刻は原則として正字に改めた。

《2》『秘密曼荼羅十住心論』卷第二

・高山寺本

論語云（中略）疏云三綱謂夫婦父子君臣也「五常謂仁義禮智信也就五行而謂」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟此五氣而生則備有仁義禮智信之性也人有博愛之徳謂之仁有嚴斷之徳爲義有明辨尊卑敬讓之徳爲禮有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智」此五者是人性恒不可暫捨故謂五常
※金剛三昧院本、「謂」無し。他は高山寺本と同文。

《3》『般若心経秘鍵開門訣』卷上

・光台院本（智積院本・増福院本も同文）

論語疏云「謂仁義禮智信者人有博愛之徳謂之仁」云云

《4》『悉曇輪略図抄』卷第七 五経事

・鋏方本

論語皇侃疏云「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟北五常而生備有仁義禮智信之

性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也文

三寶院本

論語皇侃疏云「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟此五常而生備有仁義禮智信之性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也文

大正大藏經本

論語皇侃疏云「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟此五常而生備有仁義禮智信之性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也文

《5》『五行大義』卷第三 裏書

五常事

王侃云「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟此五常而生則備有仁義禮智信之性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也

《6》『聖德太子平氏伝雜勘文』上三 五常事

論語疏云「人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也文

※親本或いは祖本の虫損の形状を写し取っている。

《7》『太子伝玉林抄』卷第六

論語疏云「人有博愛德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者常不可暫捨故謂五常也

『太子伝玉林抄』卷第十一

論語疏云「人有博愛之德謂之仁五行有嚴斷之德爲義五行有辨尊卑敬讓之德爲禮五行有言不虛妄之德爲信五行有照了之德爲智五行」

《8》『義疏』卷第一 為政第二

応永三十四年本

「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟此五常而生則備有仁義禮智信之性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也雖遷時移世易事歷今古「而三綱五常之道不可變革」故世々相因百代仍襲也

文明九年本

「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木木爲仁火火爲禮金金爲義水水爲信土土爲智「人稟此五常而生則備有仁義禮智信之性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛妄之德爲信有照了之德爲智」此五者是人性的恒不可暫捨故謂五常也雖復時移世易事歷今古「而三綱五常之道不可變革」故世々相因百代仍襲也

※脚注に「稟」。

清熙園本

「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水水爲信土土爲智「人稟此五常而生則備有仁義禮智信之性也人有博愛之德謂之仁有嚴斷之德爲義有明辨尊卑敬讓之德爲禮有言不虛

妄之徳爲信有照了之徳爲智」此五者是人性之恒不可暫捨故謂五常也雖復時移世易事歷今古「而三綱五常之道不可變革」故世々相因百代仍襲也

《9》敦煌本『論語疏』

「五常謂仁義禮智信也就五行而論」則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智「人稟此五氣而生則備有仁義禮智信之性也木有博愛之徳謂之仁金有嚴斷之徳爲義火有明辯尊卑敬讓之徳爲禮水有照了之徳爲信土有信不虛忘之徳爲智」此五者是人性之恒不可暫捨故謂五常雖復時移代易事歷今古「而三綱五常之道不可變革」故世相因百代仍襲也

以上を整理し、『集解』所引『義疏』の校勘の結果に、典籍諸本との異同箇所を注記すると、次のようになる。

五常謂仁義禮智信也就五行^①論^②人稟此五氣^③而生則備有^④仁義禮智^⑤也人有博愛之徳謂之仁^⑥有嚴斷之徳爲義^⑦有明辨尊卑敬讓之徳爲禮^⑧有言不虛妄之徳爲信^⑨有照了之徳爲智^⑩是五常之道不可變革也^⑪

右の①～⑪の異同を生じた要因について、逐次考察を加えていく。

① 『令集解』は「智」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「智」に作る。しかし『五行大義』裏書のみ「知」に作る。『五行大義』裏書の「知」は「智」の誤写かと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

② 『令集解』は当該箇所に字句がない。しかし『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』は当該箇所に「而」がある。『令集解』の引用は節略され、改変を受けたと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

③ 『令集解』は「論」に作り、『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「論」に作る。しかし『秘密曼荼羅十住心論』二本のみ「謂」に作る。『秘密曼荼羅十住心論』二本の「謂」は「論」と筆写体が近似しているゆえの誤写かと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

④ 『令集解』は当該箇所に文がなく、「就五行論」の後に「人稟此五氣而生」以下の文が続く。しかし『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』は「就五行而論」の後に「則木爲仁火爲禮金爲義水爲信土爲智」の一文があり、「人稟此五氣而生」に続く。『令集解』の引用は節略され、改変を受けたと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

⑤ 『令集解』は「此」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・三寶院本『悉曇輪略図抄』・大正大蔵経本『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「此」に作る。しかし歙方本『悉曇輪略図抄』のみ「北」に作る。歙方本『悉曇輪略図抄』の「北」は「此」と筆写体が近似しているゆえの誤写と推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・

『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

⑥ 『令集解』は「氣」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・敦煌本『論語疏』も同じく「氣」に作る。一方、『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本は「常」に作る。この異同は、誤字・誤写等の単純な要因によるものとは考え難いが、現時点では明確な私見を提示することができない。これについては更に後述する。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

⑦ 『令集解』は当該箇所に字句がなく、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく当該箇所に字句がない。しかし『般若心経秘鍵開門訣』三本のみ当該箇所に「謂」がある。これは、『般若心経秘鍵開門訣』の引用が取意による改変を受けた可能性が窺われる。なお『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

⑧ 『令集解』は当該箇所に字句がない。しかし『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』は当該箇所に「之性」がある。これは、『令集解』の引用が節略され、改変を受けたかと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

⑨ 『令集解』は「也」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「也」に作る。一方、『般若心経秘鍵開門訣』三本のみ「者」に作り、「謂仁義禮智信」の文と「人有博愛之徳謂之仁」の文を接続している。『般若心経秘鍵開門訣』の

引用は、節略もしくは取意に伴う文章整理による改変の可能性が窺われる。なお『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』は当該箇所の引用はない。

⑩ 『令集解』は「人」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『般若心経秘鍵開門訣』三本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本も同じく「人」に作る。一方、敦煌本『論語疏』のみ「木」に作る。ただし、敦煌本『論語疏』の「木」は五行の一つである「木」の意であり、単純な誤字・誤写等ではない。後掲の⑪の「金」、⑫の「火」、⑬の「土」、⑭の「水」も、全て敦煌本『論語疏』は五行の一字を記しているのであり、このことは、他の典籍諸本所引『義疏』に対する敦煌本『論語疏』の独自性を示すものといえよう。

⑪ 『令集解』は当該箇所に字句がなく、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本も同じく当該箇所に字句がない。一方、敦煌本『論語疏』は「金」がある。前述のように、これは敦煌本『論語疏』の独自性を示すものといえよう。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑫ 『令集解』は当該箇所に字句がなく、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本も同じく当該箇所に字句がない。一方、敦煌本『論語疏』は当該箇所に「火」がある。これも敦煌本『論語疏』の独自性を示すものといえよう。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑬ 『令集解』は「尊」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『般

若心経秘鍵開門訣』三本・歙方本『悉曇輪略図抄』・三宝院本『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「尊」に作る。しかし大正大蔵経本『悉曇輪略図抄』は「導」に作る。大正大蔵経本は、その底本である遍照光院本『悉曇輪略図抄』の誤写を継承した可能性がある。ただし、遍照光院本の原本は閲覧することができなかったため、大正大蔵経本の本文校勘の際に生じた改変、もしくは翻刻の際の誤植の可能性も残る。

⑭ 『令集解』は当該箇所には字句がなく、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本も同じく字句がない。一方、敦煌本『論語疏』は当該箇所に「土」がある。これも敦煌本『論語疏』の独自性を示すものといえよう。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑮ 『令集解』は「言」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『太子伝玉林抄』巻第十一・旧鈔本『義疏』三本も同じく「言」に作る。一方、『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』巻第六は「言」がない。『太子伝玉林抄』巻第六に「言」がない要因は、『義疏』からの直接引用ではなく、先行する『聖徳太子平氏伝雑勘文』から間接引用したことによるものかとも推定される。『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』巻第六に「言」がないのは脱字であろう。また敦煌本『論語疏』は「言」を「信」に作るが、「信」は「言」の誤写かと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑯ 『令集解』は「妄」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉

曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本も同じく「妄」に作る。しかし敦煌本『論語疏』は「忘」に作る。敦煌本『論語疏』の「忘」は「妄」と筆写体が近似しているゆえの誤写と推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑰ 『令集解』は当該箇所には字句がなく、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本も同じく当該箇所に字句がない。一方、敦煌本『論語疏』は「水」がある。前述のように、これも敦煌本『論語疏』の独自性を示すものといえよう。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑱ 『令集解』は「照」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「照」に作る。しかし『五行大義』裏書のみ「昭」に作る。『五行大義』裏書の「昭」は「照」と筆写体が近似しているゆえの誤写かと推定される。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所の引用はない。

⑲ 『令集解』は「了」に作り、『秘密曼荼羅十住心論』二本・歙方本『悉曇輪略図抄』・三宝院本『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』も同じく「了」に作る。しかし大正大蔵経本『悉曇輪略図抄』のみ「字」に作る。大正大蔵経本の底本である遍照光院本『悉曇輪略図抄』の誤写を継承した可能性がある。ただし、前述のように、遍照光院本の原本は閲覧することができなかったため、大正大蔵経本の本文校勘の際に生じた改変、もしくは翻刻の際の誤植の可

能性も残る。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本は当該箇所引用はなく、また『聖徳太子平氏伝雜勘文』は親本或いは祖本の虫損の形状を忠実に写し取っているが、判読し難い。

- ⑳ 『令集解』は当該箇所に文がない。一方、『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』巻第六・旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』は、「此五者」以下の文がある。『令集解』は「此五者」以下の文を省略したものである。なお『般若心経秘鍵開門訣』三本・『太子伝玉林抄』巻第十一は当該箇所の引用はない。

- ㉑ 『令集解』は「是」に作るが、旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』は「而三綱」に作る。『令集解』の「是」は、節略して引用したことに伴う文章整理のための改変と考えられる。なお、他の典籍諸本には当該箇所の引用はない。

- ㉒ 『令集解』は「也」に作るが、旧鈔本『義疏』三本・敦煌本『論語疏』は「不可變革」以下に文が続く。『令集解』は「不可變革」以下の文を節略するため、文末に「也」を附加し改変したものと考えられる。なお、他の典籍諸本には当該箇所の引用はない。

なお、以上のほかに次の二点についても注意が必要である。

- ㉓ 敦煌本『論語疏』の「水有照了之徳爲信土有信不虛忘之徳爲智」は、『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・『聖徳太子平氏伝雜勘文』・『太子伝玉林抄』・旧鈔本『義疏』三本では「有言不虛妄之徳爲信有照了之徳爲智」となっており、「有照了之徳」と「有信（言）不虛忘（妄）之徳」の位置が転倒している。敦煌本『論語疏』の誤写の可能性が窺われる。

- ㉔ 『太子伝玉林抄』巻第十一の双行注の「水行」・「金行」・「火行」・「土行」は、『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』二本・『悉曇輪略図抄』三本・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』・敦煌本『論語疏』にはない。撰述者、或いは書写者により加筆挿入されたものと推定される。

以上、『集解』所引『義疏』「五常」の条と日本古典籍所引『義疏』・旧鈔本『義疏』・敦煌本『論語疏』とを比較検討した。字句の異同が生じた要因は多様で、判断に窮する場合もあるが、これを以下のように整理分類することができよう。

《一》誤写・脱字等に起因する異同

- ① ③ ⑤ ⑬ ⑮ ⑰ ⑱ ⑲

《二》節略・取意等に基づく改変に起因する異同

- ② ④ ⑦ ⑧ ⑨ ⑲ ⑲

《三》加筆挿入に起因する異同

⑲

《四》その他の要因による異同

- ⑥ ⑩ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰

以上の分類のうち《一》～《三》の異同は、『義疏』の本文系統の考察・分類に影響を与える性質のものではない。これに対して《四》は、『義疏』本文の性格を考察する上で重要な問題を含んでいる。以下、《四》を中心に検討を進める。

まず、⑩ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰ は、いずれも敦煌本『論語疏』と他の典籍諸本所引『義疏』との間に、内容に関わる異同があり、前述のように、敦煌本『論語疏』の独自性と認められる箇所が存在する。この点で、日本古典籍所引『義疏』・旧鈔本『義疏』と敦煌本『論語疏』とは、本文の系統に関して一線を画す必要がある。

次に、⑥に関しては、「五氣」に作る写本のグループ（『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』）と、「五常」に作る写本・鈔本のグループ（『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』）に大別が可能である。この分類の意味については、二つの想定が可能であろう。第一は、「五氣」のグループと「五常」のグループは本文の系統を異にするという想定である。第二は、一つの本文系統の中で、何らかの事情により「五氣」から「五常」に変化したという想定である。

まず第二の想定から述べれば、注意すべきは、「五氣」に作るグループ（『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』）が平安時代前期までに成立した典籍諸本に引用されているのに対し、「五常」に作るグループ（『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』）は鎌倉時代中期以降に成立しないしは書写された典籍諸本に引用されており、「五氣」に作る典籍諸本は相対的に古く、「五常」に作る典籍諸本は相対的に時代が降るといふ事実である。事例としては必ずしも多くはないが、これを一つの傾向と認めるならば、何らかの事情に基づいて生じた、「五氣」から「五常」への変化をそこに想定することが可能であろう。「五氣」に作る本文を引用する『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』は、前述のように、平安時代前期までに成立しており、従ってそこに引用されている『義疏』は唐鈔本に由来する本文と見なしうるであろう。因みに、敦煌本『論語疏』も「五氣」となっている。すなわち、「五氣」に作る本文は、「五常」の本文に比べ、より旧態を遺存していることになろう。

なお、高橋均氏^{四六}は「五氣」と「五常」の異同について、『秘密曼荼羅十住心論』所引『義疏』・敦煌本『論語疏』・旧鈔本『義疏』の三本を比較検討して、旧鈔本『義疏』のみ「五常」に作るのは、伝写の過程で「五氣」を「五常」に誤ったためとの可能性を示唆されている。

次に、第一の想定に関連して、冒頭に紹介した山口謠司氏^{四七}は、『令集解』及び他の日本古典籍所引『義疏』を唐鈔本に由来する本文と想定し、これに対して旧鈔本『義疏』は宋刊本に由来する本文と推定されている。山口氏のこの観点を援用すれば、「五氣」に作るグループが唐鈔本に由来する本文を有するのに対し、「五常」に作るグループは宋刊本に由来する本文と推定することも不可能ではない。しかし、そもそも宋刊本の『義疏』が存在したとの明証がなく、直ちに山口氏の説に依拠することはできないであろう。

以上の考察に基づいて『義疏』の本文の性格を分類すると、（一）唐鈔本である敦煌本『論語疏』、（二）日本伝存の唐鈔本の本文に由来するグループ、との二分類が可能であり、更に（二）の中では、より旧態を遺存していると見られる『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』のグループ（「五氣」のグループ）と、『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』のグループ（「五常」のグループ）とに細分類することができよう。

本稿が対象とする『集解』所引『義疏』に焦点を絞れば、第一に、この『義疏』は唐鈔本に由来する本文であり、その中でも相対的に旧態を遺存する「五氣」のグループ（小系統）に属するものと考えられる。この『義疏』は日本伝来当時の様態を留めるのであろう。ただし、敦煌本『論語疏』との区別は必要であり、この点からいえば、唐代には少なくとも、『集解』所引『義疏』の本文に近いテキストと、敦煌本『論語疏』系のテキストが存在したということがいえるのではないかと考える。

第二に、『集解』所引『義疏』には節略等の改変を受けていると推定される箇所が認められる。このことは、各明法家の法解釈に於ける漢籍引用の態度に関わる問題を含んでいる。日本に於ける漢籍受容史の一環として今後に取り組みべき課題である。

むすびに

現在の『令集解』所引漢籍を始めとする日本古典籍所引漢籍の文献学的研究は、文献に対する根本的批判、所謂、本文批判を必要としているように思われる。『令集解』の文献学的研究に於いては、テキストの系統が確定され、主要なテキストの調査も進んだが、国史大系本の『令集解』の底本である田中本の性格等については十分解明されないまま、これを最善本と位置付け、それを底本とする国史大系本が使用されてきたところに、問題は如実に現れている。先行研究の高橋均・山口謠司の両氏もやはり、国史大系本を底本として使用している。このようなテキスト選定の問題は、中国学・日本史学・日本文学・日本思想史等のいずれの分野でも古典籍を扱う場合には、基盤ともいえる最重要事項である。従って、『令集解』所引漢籍の研究は、文献学的考察を経て、再検討されるべきであるとの観点から、本稿では考察を進めた。その結果、日本古代中世に於ける『義疏』の受容と展開のうち、現在のところ最も古い引用事例と考えられる『集解』所引『義疏』の性格の一斑を明らかにした。今後は、他の日本古典籍から『義疏』の引用を博搜して、平安・鎌倉・室町の各時代に於ける『義疏』の受容と展開を考察することにより、厳密な文献学的考察に立脚した漢学を主とする日本古代中世学問史研究に発展させていきたい。

また、前述の如く、『義疏』「五常」の条は、「五氣」と表記するグループ（『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』）と「五常」と表記するグループ（『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』）に分類することができる。「五氣」と「五常」の相異については、伝写の過程で生じた単純な誤写と見なす高橋均氏の見解には、やや不安があり、何らかの思想的背景を想定すべきかと考えられ、両グループは、本文

の系統に関わる相異ではなく、前者から後者への時代的变化、すなわち、平安時代から鎌倉時代への社会体制の変化や、それに対応する思想上の転換等の要因が想定されるが、現時点では、これ以上の私見は提示できない。具体的な検討は、思想的な考察を必要としており、今後に取り組むべき課題であろう。

本稿では視野に入れていない問題として、『令集解』所引漢籍が個々の典籍からの直接引用によるものではなく、原本系『玉篇』・『切韻』等の小学書・韻書や『修文殿御覧』等の先行類書からの間接引用によるものである可能性が指摘されている。この間接引用の問題は、『義疏』のみならず、『令集解』所引漢籍全般に関わる問題であることがいえ、更には、日本古代の漢籍受容史にも関わる重要な問題である。とりわけ敦煌遺書には、原本系『玉篇』・『切韻』、また『修文殿御覧』^{四六}もしくはその藍本といわれている『華林遍略』^{四七}の可能性が指摘されているテキストが伝存しており、これらの典籍諸本と『令集解』所引漢籍との関係についての研究は進んでおらず、この問題についても今後の課題の一つとしたい。

謝辞

智積院智山書庫での調査では真言宗智山派記念出版事業分室長石川隆教氏、同助手田口秀明氏、高野山大学図書館での調査では高野山大学図書館長山陰加春夫氏、同図書館長田寺則彦氏、萩市立萩図書館での調査では主任森岡きよみ氏、両足院での調査では住職伊藤東文氏、足利学校での調査では足利市教育委員会事務局史跡足利学校事務所学芸員渡邊進氏の各氏の御高配を賜り、明王院所蔵典籍については住職高岡隆州氏に御示教を賜った。また京都大学附属図書館、国立歴史民俗博物館にも原本調査を御許可頂いた。紙焼き写真の頒布を御許可頂いた各機関の担当者各位とともに、茲に記して御礼申し上げます。

(二) 注

鈔本と写本は同義であるが、本稿では、慣例にならない、漢籍には鈔本の呼称を用い、日本の典籍には写本の呼称を用いる。漢籍旧鈔本とは、室町時代末期までの漢籍の鈔本をいい、古鈔本ともいう。その本文は、唐鈔本に由来する本文の旧態を遺存していることが一部の漢籍で解明されているが、鎌倉時代以降の旧鈔本は、宋刊本の影響を考慮に入れ、個別的に検討する必要があるとする説と、一方、その本文は、唐鈔本を日本人の手によって書写した重鈔本であることから、唐鈔本に由来するテキストであるとする説の両説があるが、筆者は、前者の立場である。特に室町時代中期以降の旧鈔本は、旧刊本（古刊本）・古活字版・宋刊本・元刊本の影響やそれらとの関係を考慮に入れる必要がある。旧鈔本全般にいえることであるが、書写者の学問環境や学統、伝存旧鈔本相互の書承関係から、一概に性格や系統を弁別しづたいことがあることも想定されるのではないだろうか。また、中国でいう旧鈔本とは、およそ清代の乾隆年間（一七三六～一七九五）以前の鈔本、または書写年代が詳らかではない鈔本を指す。

長澤規矩也・阿部隆一の両氏には、多数の研究がある。ここでは、本稿に関わる論考を以下に掲げる。

「論語義疏伝来に関する疑問」（『漢学会雑誌』第一巻第一号、一九三三年。後に『長澤規矩也著作集 第七巻 シナ文学概観・蔵書印表』所収、一九八七年、汲古書院）

阿部隆一

① 「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考（上）」（『斯道文庫論集』二輯、一九六三年）

② 「金沢文庫蔵鎌倉鈔本周易注疏其他雑抄と老子述義の佚文」（『田山方南先生華甲記念論文集』所収、一九六三年、田山方南先生華甲記念会。後に『阿部隆一遺稿集 第二巻 解題篇一』所収、一九八五年、汲古書院）

③ 「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考（下）」（『斯道文庫論集』三輯、一九六四年）

④ 「『聖徳太子平氏伝雜勸文』「上宮太子拾遺記」引書（漢籍）索引並証注」（『Library Science』No.3、一九六四年）

⑤ 「本邦現存漢籍古写本類所在略目録」（『阿部隆一遺稿集 第一巻 宋元版篇』所収、一九九三年、汲古書院）

(三)

影山輝國氏は、『論語義疏』校定本及校勘記「皇侃自序」（『実践女子大学文芸資料研究所 別冊 年報X』二〇〇六年）に於いて、氏が確認した三十五本の鈔本『義疏』の巻冊数、書写年代、旧蔵者、現蔵機関等を記している。

管見の限りでは、鈔本『義疏』は、三十七本現存していると認められる。こ

で、氏が言及していない二本について触れたい。

○萩市立萩図書館所蔵『論語義疏』二甲五―二七五

本書は、袋綴装冊子本、十巻五冊。書写年代は、（江戸時代中期～後期）と推定される。繁澤寅之助の旧蔵に係る。後補雷文繫ぎ地に桐唐草緑色表紙（二一・六×一五・八釐）。一冊目左肩に「論語義疏」一、二冊目左肩に「論語義疏」二、三冊目左肩に「論語義疏」三、四冊目左肩に「論語義疏」四、五冊目左肩に「論語義疏」五とそれぞれ墨筆による書き題簽がある。一冊目裏表紙のみ遊紙一葉がある。本文料紙は、楮紙、無辺無界、每半葉九行二十字。注（集解）は大字単行、低一格。疏は小字双行、本文の疏の場合二十字、注（集解）の疏の場合低一格十九字。朱筆による句点が一冊目初葉表と第二葉裏五行目迄及び第五葉表（本文の初）と第七葉裏五行目迄に附されている。肩上に墨筆による校異・朱本との校異・義注がある。なお、この肩上の書入は一冊目・三冊目と五冊目と二冊目とは別筆か。皇侃序はなく、何晏集解序の巻頭題署は「論語序 何晏集解」に作る。本文巻頭題署は「論語義疏卷第一 何晏集解皇侃疏」、「論語義疏卷第二 皇侃疏 梁國子助教 吳郡皇侃撰」、「論語義疏卷第三（八・十） 皇侃疏 梁國子助教 吳郡皇侃撰」、「論語義疏卷第九 梁國子助教 吳郡皇侃撰／陽貨第十七 何晏集解」に作る。尾題は「論語義疏卷第一（一）」に作る。本文書写は、二冊目のみ別筆であることから、寄合書である。各冊初葉表右肩にそれぞれ単廓方形陽刻朱印「繁澤／蔵書」各一顆を踏印し、また、一冊目と四冊目に印文は不鮮明で判読し難いが、「繁澤／蔵書」を踏印する以前に、それぞれ単廓方形陽刻朱印各一顆を踏印した跡がある。二冊目第四十六葉版心に「述而」、第六十四葉版心に「泰伯」、三冊目初葉版心に「子罕第九」、第一九葉版心に「郷黨第十」、第三十七葉版心に「先進第十一」と墨書する。三冊目末葉裏に「孔安國曰友有相切磋之道所以輔成己之仁也／論語義疏卷第六」を天地逆に墨書する。天地を裁断した際に、肩上書入及び本文下端の一部を裁ち落としている。各冊の下小口に「論語義疏一（五）」と小口書する。萩市立萩図書館主任森岡きよみ氏によれば「寄贈圖書原簿」に「受入日明治四十三年七月十六日 一部五冊 寫本 二圓五〇錢厘 寄贈者繁澤寅之助」とあることから、萩市立萩図書館の前身である明治三十四年（一九〇一）創立の阿武郡立萩図書館の時代に寄贈を受けたものであると、御教示を賜った。旧蔵者の繁澤寅之助については、『萩市立図書館所蔵諸家旧蔵書籍目録』（一九九五年、萩市立図書館）によれば「繁澤寅之助は萩藩儒繁澤光太郎の弟忠藏（儒者）の子であるが、光太郎のあとをつぎ、萩警察署・萩町会議員・阿武郡会議員等をつとめ、堀内に住み、昭和五年七月十四日に逝去した。無印の本もあるが、大部分には「繁澤蔵書」（朱字）印が捺してあり、（後略）」とある。繁澤氏で著名な人物には、繁澤豊城（一七三二

（一八〇六）を挙げる事ができる。豊城は、長崎に遊学した後、萩明倫館で山根華陽に師事し徂徠学と学んだ。後に明倫館六代学頭祭酒を勤めた。繁澤豊城については、笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究 下』（一九八二年、吉川弘文館）及び吉田祥朔『増補近世防長人名辞典』（一九七六年、マツノ書店）を参照。『萩市立図書館所蔵和漢古書蔵書目録』（一九九四年、萩市立図書館）に「論語義疏 八卷（写本）五冊」とあるが、今回の調査によると、十卷である。本書は、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵『論語義疏』文明十九年写（周防国明倫館旧蔵、〇九二一ト六一五）とともに萩明倫館の儒字を知る上で重要な資料となると思われる。二〇〇六年九月一四日調査実施。

○足利学校遺蹟図書館所蔵『論語義疏』二一六／一一一
本書は、袋綴装冊子本、一巻（存巻四）一冊。書写年代は、「江戸時代後期（明治時代）」と推定され、室町時代書写の足利学校遺蹟図書館所蔵『論語義疏』（足一五〇三一）の転写本と推定される。香色表紙（二六・七×一八・六糎）。左肩に子持杵の刷り題簽があり、「論語義疏 全」と墨書される。本文料紙は、楮紙、四周単辺、每半葉九行二十字。注（集解）は大字単行、低一格。疏は小字双行、本文の疏の場合二十字、注（集解）の疏の場合低一格十九字。所々に天地欄外に本文と同筆と思われる義注がある。巻四のみであるため、皇侃序、何晏集解序はない。本文巻頭題署は「論語義疏卷第四^{梁國子助教吳郡皇侃撰述而第七 何晏集解}」に作る。尾題は「論語義疏卷第四」に作る。末葉裏の九行目下部に「除素紙三十四張 一葉過」と墨書する。この墨書は、本文及び天地欄外義注と別筆の可能性が窺われる。表紙見返の中央に単廓方形陽刻朱印「足利學／校遺蹟／圖書館」一顆を踏印する。朱を用いて、虫損の形を縁取りし、塗りつぶしている。なお、「増訂足利学校遺蹟図書館古書分類目録」（一九七五年、足利学校遺蹟図書館後援会）によれば、「存一巻（巻四） 梁皇侃（明治）寫（模寫）」とある。二〇〇六年十月四日調査実施。

影山氏が言及していないテキストには右の二本以外に次のものがある。
○両足院所蔵『論語義疏』
本書は、今回の調査では、存在を確認することができなかった。両足院所蔵典籍の悉皆調査は、未だ行われておらず、今後の研究を俟ちたい。二〇〇六年十月一日調査実施。

なお、『東京大学史料編纂所図書目録 第二部和漢書写本篇9』（一九七六年、東京大学出版会）十九頁著録の東京大学史料編纂所所蔵『両足院蔵書目録』（四一〇〇一一〇）〔明治三十九年夏ノシラベ〕の奥書あり〕の第七十五番に「一論語義疏（写） 一冊」、両足院にある京都大学附属図書館所蔵『建仁寺両足院蔵書目録』のマイクロフィルム紙焼き写真（京都大学附属図

書館の請求記号 四一四九／ケ／五）〔建仁寺両足院ノ藏書ニ依リ謄寫ス／大正三年四月四日卒業〕の奥書あり〕の第七十五番に「一論語義疏（寫）」とそれぞれ著録されるが、『東京大学史料編纂所図書目録 第二部和漢書写本篇9』十九頁著録の東京大学史料編纂所所蔵『両足院蔵書目録』（四一〇〇一九六）〔右両足院蔵書目録ノ京都市東山建仁寺塔頭両足院所蔵ノ昭和二年三月同院ニ依頼シテ寫了〕の奥書あり〕及び両足院所蔵の平成十五年五月『両足院蔵書目録第一次草稿』には、著録されていない。このことから、大正三年四月四日から昭和二年三月の間に、所在がつかめなくなったのか。その他の鈔本『義疏』の個別の書誌については、今後の課題としたい。

（四）

①「梁皇侃論語義疏に就いて」（『支那学』第三卷二号、一九二二年。『支那学』第三卷三号、一九二二年。『支那学』第三卷四号、一九二三年。後に「校論語義疏雜識」に改題し『老子原始』所収、一九二六年、弘文堂書房、及び『武内義雄全集 第一卷 論語篇』所収、一九七八年、角川書店）
②「論語義疏（校本）・校勘記」（一九二四年、懷徳堂記念会。後に『武内義雄全集 第一卷 論語篇』所収）
③「論語皇疏校訂の一資料—国宝論語総略について—」（『日本学士院紀要』第六卷二・三合併号、一九四八年。後に『武内義雄全集 第一卷 論語篇』所収）

（五）

④「国宝論語総略について」（『関西大学東西学術研究所論叢』第一、一九五三年）
高橋均氏の『義疏』についての論考には、以下のものがある。
①「論語義疏皇侃序札記」（『漢文学会会報』第三十号、一九七一年、東京教育大学漢文学会）
②「論語義疏学而篇札記」（『鹿児島大学教育学部紀要』二五卷、一九七四年）
③「論語義疏為政篇札記（上）」（『東京外国語大学論集』第三三三号、一九八三年）
④「論語義疏為政篇札記（下）」（『東京外国語大学論集』第三四号、一九八四年）
⑤「敦煌本論語疏について—「通釈」を中心として—」（『東京外国語大学論集』第三六号、一九八六年）
⑥「敦煌本論語疏について—経文を中心として—」（『日本中国学会報』第三十八集、一九八六年）
⑦「論語義疏八份篇札記（上）」（『東京外国語大学論集』第三七号、一九八七年）
⑧「論語義疏八份篇札記（中）」（『東京外国語大学論集』第三八号、一九八八年）

- ⑨ 「旧鈔本論語義疏について―邢昺の論語正義の竄入を中心として―」（『日本中国学会報』第四十一集、一九八九年）
- ⑩ 「論語義疏の二種の校本をめぐる―」（『漢文学会会報』第四七号 中国文化―研究と教育―）一九八九年、大塚漢文学会
- ⑪ 「日本における「論語義疏」の受容」（『高校通信東書国語』二九三号、一九八九年）
- ⑫ 「敦煌本論語疏について―疏を中心として―（上）」（『東京外国語大学論集』第三九号、一九八九年）
- ⑬ 「敦煌本論語疏について―疏を中心として―（中）」（『東京外国語大学論集』第四十号、一九九〇年）
- ⑭ 「敦煌本論語疏について―疏を中心として―（下）」（『東京外国語大学論集』第四一号、一九九〇年）
- ⑮ 「敦煌本論語疏について（続）―疏を中心として―」（『東京外国語大学論集』第四二号、一九九一年）
- ⑯ 「論語義疏の日本伝来について」（鎌田正博士八十寿記念漢文学論集編集委員会編『鎌田正博士八十寿記念漢文学論集』所収、一九九一年、大修館書店）
- ⑰ 「敦煌本論語疏について（上）―「提示句」の検討―」（『東京外国語大学論集』第四三号、一九九一年）
- ⑱ 「敦煌本論語疏について（下）―「提示句」の検討―」（『東京外国語大学論集』第四四号、一九九二年）
- ⑲ 「論語総略について（一）」（『大妻女子大学紀要―文系―』第三三号、二〇〇一年）
- ⑳ 「論語総略について（二）」（『大妻女子大学紀要―文系―』第三五号、二〇〇三年）
- 前掲注（五）高橋均⑯を参照。
- （七）山口謠司「論語義疏の系統に就いて」（『東洋文化』復刊第六十七号、一九九一年、無窮會）。その他、氏の『義疏』についての論考には、神鷹徳治・山口謠司「根本武夷校正『論語集解義疏』について」（『中国文化論叢』第六号、一九九七年、帝塚山学院大学中国文化研究会）がある。
- （八）前掲注（二）長澤規矩也「論語義疏伝来に関する疑問」
- （九）小島憲之「原本系『玉篇』佚文拾遺の問題に関して」（大坪併治教授退官記念国語史論集刊行会編『大坪併治教授退官記念国語史論集』所収、一九七六年、表現社）
- （一〇）太田次男「『政事要略』所引の白氏文集について」（『史学』第四十五卷 第四号、一九七三年、慶応義塾大学文学部内三田史学会。後に太田次男「旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究 中」所収、一九九七年、勉誠社）
- （一一）『平安詩文残篇』天理図書館善本叢書（一九八四年、八木書店）所収、解題の

- （一二）後藤昭雄「本文解説」を参照。
- （一三）前掲注（二）阿部隆一①を参照。
- （一四）高山寺本は、高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古訓点資料第四』高山寺資料叢書第二十三册（二〇〇三年、東京大学出版会）所収、小助川貞次「高山寺蔵秘密漫茶羅十住心論書誌解題」を参照。
- （一五）金剛三昧院本は、『補訂版国書総目録』第六卷（一九九〇年、岩波書店）八〇一頁によれば「平安時代写」とあるが、『定本弘法大師全集』第二卷（一九九三年、高野山大学密教文化研究所）所収、解説によれば「平安末期」鎌倉初期写 五帖（巻二、四、六、八）とあり、これに従った。
- （一六）日本思想大系『空海』（一九七五年、岩波書店）所収
- （一七）『弘法大師 空海全集』第一卷（一九八三年、筑摩書房）所収
- （一八）石上英一「日本古代史料学」（一九九七年、東京大学出版会）所収、第二編古代史料の基本構造―線条構造と時系列的重層構造―第二章「令集解」金沢文庫本の再検討 結語の図2・2・2を参照。
- （一九）『旧抄本経書』については、後掲注（三七）を参照。
- （二〇）『性霊集略注』の解題には、以下のものがあり、これらを参照した。
- ① 「新に見出されたる鎌倉鈔本真弁撰『性霊集略注』」（『慶應義塾図書館月報』昭和三十年八月、一九五五年。後に『阿部隆一遺稿集 第二卷 解題 篇一』所収、一九八五年、汲古書院）
- ② 『慶應義塾図書館蔵和漢書善本解題』（一九五八年、慶應義塾図書館）の「性霊集略注」の項
- 佐藤道生
- 「慶應義塾図書館蔵『性霊集略注』（翻印）」（和漢比較文学叢書十八『和漢比較文学の周辺』所収、一九九四年、汲古書院）所収、解題
- 「金沢称名寺所蔵円種手校弘安本 弘決外典鈔 附成實堂所蔵宝永対校本」（一九二八年、西東書房）及び「統天台宗全書（第六回配本） 頭教3 弘決外典鈔 四卷・法華玄義外勘鈔十卷・文句外典要勘鈔四卷 解題」（天台宗典編纂所編『正統天台宗頭教3 弘決外典鈔十卷・文句外典要勘鈔四卷』所収、一九八九年、春秋社。後に天台宗典編纂所編『正統天台宗全書目録解題』所収、二〇〇〇年、春秋社）の「弘決外典鈔四卷」の項（秋田光兆氏執筆）を参照。
- （二〇）『政事要略』現存最古の古写本に前田育徳会尊経閣文庫所蔵本がある。これは、金沢文庫旧蔵本で、巻二十五 年中行事二十五、巻六十 交替雜事二十、巻六十九 糾彈雜事九のみの残巻である。底本は、『尊経閣善本影印集成三六 政事要略』（二〇〇六年、八木書店）を使用した。同書所収、吉岡眞之「尊経閣文庫所蔵『政事要略』解説」を参照。

(二一) 『二色刷影印 紅葉山文庫本 令義解』(一九九九年、東京堂出版) 所収、解説(水本浩典氏執筆)を参照。

(二二) 武内義雄氏により、『論語義疏』(校本)・校勘記が発表された経緯について触れたい。江戸時代中期の考証学者根本武夷(一六九九〜一七六四)により、旧鈔本『義疏』のうち足利学校所蔵本を底本として寛延三年(一七五〇)に『論語集解義疏』が刊行された。しかし、この際に旧鈔本『義疏』の形式等の改変が行われた。根本武夷による旧鈔本『義疏』の形式等の改変を補正し、形式及び本文の復原を目的に武内義雄氏は以下に列挙したテキストを選定した上で、本文を校勘し、校訂本を一九二四年に刊行した。これが『論語義疏』(校本)・校勘記である。前掲注(四) 武内義雄②を参照。

なお、武内本で対校本に用いたテキストは、校勘記の條例によれば「余所見舊鈔皇疏凡十種。」とあり、龍谷大学図書館所蔵文明本(文明九年本(一四七七年))の他、次の十一本を挙げる。括弧内は、年紀を有するものはそれを記し、現蔵機関も記した。

- 【一】宝徳本(宝徳三年(一四五二)、お茶の水図書館所蔵)
 - 【二】延徳本(延徳二年(一四九〇)、大東急記念文庫所蔵)
 - 【三】清熙園本(天理大学附属天理図書館所蔵)
 - 【四】足利本(足利学校遺蹟図書館所蔵)
 - 【六】久原文庫本(大東急記念文庫所蔵)
 - 【七】宮内省図書寮本(宮内庁書陵部所蔵)
 - 【八】桃華齋本(富岡桃華氏・石井積翠軒氏旧蔵、某氏所蔵で所蔵者非公刊)
 - 【九】泊園書院本(関西大学総合図書館泊園文庫所蔵)
 - 【一〇】久原文庫一本(大東急記念文庫所蔵)
 - 【一一】有不為齋本(大阪府立図書館旧蔵、所蔵機関不明)である。
- しかし、氏は前掲注(四)③「論語皇疏校訂の一資料―国宝論語総略について―」に於いて、「現在残っている皇疏の旧鈔本は幾種あるかを知らない。私は尼崎坂本氏の清熙園本、京都竜谷大学の文明九年鈔本、京都大学保管久原文庫の延徳鈔本および年代不明の鈔本、富岡氏の桃華齋本、大阪藤沢氏の泊園書院本、伊藤氏の有不為齋本の七種を借出して校合し、さらに借出不可能であった宮内省図書寮の蔵本、足利学校遺蹟図書館の蔵本、徳富氏の成實堂蔵本については上記七種の校合を了った上、注意を要する点だけを参照したが、いずれも大同小異の資料のみだった。」と述べ、厳密に言えば、校合に用いたテキストは七本といえる。

(二三) 例えば、以下のものを挙げるができる。
太田次男

①「内閣文庫蔵『管見抄』について」(『斯道文庫論集』九輯、一九七一年。後に太田次男『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究 中』所収、一九

九七年、勉誠社)

②「内閣文庫蔵管見抄と『越抄』について」(『金沢文庫研究』十九巻九号、一九七二年。後に太田次男『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究 中』所収)

③前掲注(一〇)『政事要略』所引の白氏文集について
遠藤光正

①「校勘資料としての平安時代における金言集―特に経子部の校勘について―」(『日本中国学会報』第二十四集、一九七二年。後に遠藤光正『明文抄の研究並びに語彙索引』所収、一九七四年、現代文化社)

②「類書の伝来と軍記物語」(『日本中国学会報』第二十九集、一九七七年。後に遠藤光正『類書の伝来と明文抄の研究―軍記物語への影響―』所収、一九八四年、あさま書房)

小島憲之

前掲注(九)「原本系『玉篇』佚文拾遺の問題に関して」
神鷹徳治

①「管見記」紙背の『文集』について―解説と翻字―(『懐徳』六六号、一九九八年)

②「秘府略」紙背白氏詩篇の本文の系統について(『日本文学研究』三〇、一九九九年、帝塚山学院大学文学部日本文学科)

③「国書所載の漢籍の本文について―『文集百首』を中心として―」(林田慎之助博士古稀記念論集編集委員会編『中国読書人の政治と文学』所収、二〇〇二年、創文社)

④「源氏物語」の注釈「奥入」所引「長恨歌」の本文の系統について(室伏信助監修・上原作和編『人物で読む『源氏物語』第一巻 桐壺帝・桐壺更衣』所収、二〇〇五年、勉誠出版)

『令義解』所引漢籍の研究、なかでも所引『玉篇』・『切韻』の研究が進んでおり、以下のものを挙げるができる。

井上順理

「令義解引玉篇佚文考―孟子伝来考附論―」(『鳥取大学教育学部研究報告』(人文・社会科学)十七巻、一九六六年)

蔵中進

「令義解」所引「切韻」考(『神戸外大論叢』十九巻三号、一九七〇年)
西宮一民

「令義解と玉篇」(『万葉』七十、一九六九年)
小島憲之

①「平安朝述作物の或る場合―『類書』の利用をめぐる―」(『大阪市立大学文学部紀要 人文研究』二十一巻六冊(国語・国文学)、一九六九年。

後に小島憲之『国風暗黒時代の文学 中(上)』所収、一九七三年、塙書房)

②「上代に於ける学問の一面—原本系『玉篇』の周辺—」(『文学』三十九巻十二号、一九七一年。後に小島憲之『国風暗黒時代の文学 中(上)』所収)

森鹿三

『令集解所引玉篇考』(『東方学報』京都)四十一冊 創立四十周年記念論集、一九七〇年、京都大学人文科学研究所)

林紀昭

『令集解』所引反切放(大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』所収、一九七六年、吉川弘文館)

京都大学令集解研究会

『令集解』に於ける『玉篇』利用の実態(『鷹陵史学』三・四合併号 森鹿三博士頌寿記念特集号、一九七七年、佛教大学歴史研究所。後に森鹿三博士頌寿記念会編『森鹿三博士頌寿記念論文集』所収、一九七七年、同朋舎出版) 小口雅史

『覚書』新訂増補国史大系本『令集解』校異小考(『国書逸文研究』十二号、一九八三年)

また、『令集解』所引漢籍全般の研究には、以下のものを挙げるができる。

奥村郁三

①『令集解』講読覚書(二) — 集解所引漢籍校訂稿(1) (『日本上古史研究』三巻九号、一九五九年)

②『令集解』講読覚書(三) — 集解所引漢籍校訂稿(2) (『日本上古史研究』四巻一号、一九六〇年)

③『令集解』講読覚書(五) — 集解所引漢籍校訂稿(3) (『日本上古史研究』四巻八号、一九六〇年)

④『令集解』講読覚書(六) — 集解所引漢籍校訂稿(4) (『日本上古史研究』五巻二号、一九六一年)

林紀昭

①『令集解漢籍出典試考(上)』(一九八〇年、私家版)

②『令集解』所引『説文』攷(『関西大学東西研究所紀要』二十、一九八七年)

戸川芳郎・新井榮藏・今駒有子編

『令集解引書索引』(一九九〇年、汲古書院)

奥村郁三編著

『令集解所引漢籍備考』(関西大学東西研究所研究叢刊十四、二〇〇〇年、関西大学出版部)

佐立春人

〔書評〕奥村郁三編著『令集解所引漢籍備考』(『古代文化』五十四巻十二号、二〇〇二年)

水口幹記

①「書評と紹介 奥村郁三編著『令集解所引漢籍備考』」(『古文書研究』五十六号、二〇〇二年)

②『令集解』戸令解字の構成と論理(早稲田大学古代文学比較文学研究所編『交錯する古代』所収、二〇〇四年、勉誠出版。後に水口幹記『日本古代漢籍受容の史的研究』所収、二〇〇五年、汲古書院)

③「引用書名からみた古代の学問」(水口幹記『日本古代漢籍受容の史的研究』所収)

④「古代における『五経正義』の利用実態」(水口幹記『日本古代漢籍受容の史的研究』所収)

(二五) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(日本思想大系『律令』所収「解説」一九七六年、岩波書店。後に『井上光貞著作集 第二巻 日本古代思想史の研究』所収、一九八六年、岩波書店)を参照。

(二六) 古記が天平十年(七三八)頃、釈が延暦六十年(七八七)に撰述されたものが通説とされている。前掲注(二五)を参照。

(二七) 敦煌本『論語疏』については、後掲注(四五)を参照。

(二八) 京都大学附属図書館清家文庫所蔵『論語義疏』は、二本ある。

○一本(請求記号 一六六/口/四貴)

本書は、巻二、巻四、八、六冊のみの残巻で、清原良兼の朱書き花押を有し、鎌倉時代末期から南北朝時代鈔本と目されている。ただし、清原良兼の花押は、筆勢から花押影と推定され、従って、書写年代は、鎌倉時代末期から南北朝時代)より降り、(室町時代)と推定される。昭和二十七年七月十九日重要文化財指定。原本調査の許可が下りず、マイクロフィルム紙焼き写真を使用して調査した。清原良兼の花押については、『花押かがみ七 南北朝時代三』(二〇〇六年、東京大学史料編纂所)を参照。

○もう一本(請求記号 一六六/口/一貴)の書誌は以下の通りである。

本書は、袋綴装冊子本、十巻(欠巻四)九冊。本文書写は、(江戸時代前期)中期)と推定される。清原(伏原)宣條の旧蔵に係る。格子状刷毛引渋色表紙(二七・〇×二〇・三糎)。各冊左肩に「論語疏義一(十終)」と墨書による打付外題、各冊右肩から中央にかけて二行にわたり、篇名を墨書する。各冊表紙右下に「共十」と墨書する。本文料紙は、楮紙、無辺無界、每半葉八行二十字、注(集解)は低一格十九字、疏は本文の疏の場合二十字、注(集解)の疏の場合低一格十九字。墨筆による送仮名・返点・縦点・合点・附訓、墨筆による眉上及び本文行間に本文と同筆と思われる注、また墨筆の

複数の手によると思われる義注・校異注・反切・経書・子書（特に儒家類）・字書・韻書等の引用、邢昺正義（書き出しが昺云・論吾邢昺曰・昺言・正義・正云等）・朱子注（書き出しが朱註・朱云等）の引用等がある。朱筆による句点・合点・送仮名・傍点・反切・家本との校異、朱引がある。ただし、五冊目のみ返点・縦点が朱筆である。皇侃序はなく、何晏集解序の巻頭題署は「論語序 何晏集解」に作る。本文巻頭題署は「論語義疏卷第一 何晏集解 皇侃疏」、^{皇侃}「論語義疏卷第二（〜十） 皇侃（各篇名） 梁國子助教吳郡皇侃 撰」に作る。ただし、五冊目のみ篇名を記さない。尾題は「論語義疏卷第一（〜十）」に作る。六冊目の末葉裏の尾題の後の墨抹された二行に「享保□（十力）□（字の有無は不明）／三月廿四日」と年紀を有する。各冊初葉表右肩にそれぞれ無廓楕円陽刻朱印「天師明／經儒」各一顆、右下にそれぞれ単廓方形陽刻朱印「宣／條」各一顆を踏印する。「天師明／經儒」、「宣／條」はともに清原（伏原）宣條（享保五年（一七二〇）〜寛政三年（一七九二））の蔵印である。一冊目末葉裏に「墨附四十貳丁」、二冊目末葉裏に「墨附四十五丁」、三冊目末葉裏に「墨附四十八丁」、五冊目末葉裏に「墨附四十丁」、六冊目末葉裏に「墨附四十四丁」、七冊目末葉裏に「墨附四十八丁」、八冊目末葉裏に「墨附三十四丁」、九冊目末葉裏に「墨附三十六丁」、十冊目末葉裏に「墨附二十二丁」とそれぞれ墨書する。一冊目初葉表に「附五 論語義疏 寫本／本館所藏」と墨書した短冊状のものが挟まっている。全冊にわたって、虫損が多く、間々裏打して補修を施している。蔵印については、渡辺守邦・後藤憲二編『新編蔵書印譜』日本書誌学大系七九（平成三年、青裳堂書店）を参照。二〇〇六年七月二十八日調査実施。

(二九)

『令集解』諸本の系統については、石上英一・水本浩典の両氏による以下の研究がある。

石上英一

①『令集解』金沢文庫本の行方（『日本歴史』三七一号、一九七九年。後に石上英一『日本古代史料学』所収）

②『令集解』金沢文庫本の再検討（『史学雑誌』八八編九号、一九七九年。後に石上英一『日本古代史料学』所収）

水本浩典

①『令集解』諸本所在目録（『古代文化』三一巻四号、一九七九年。後に水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収、一九九一年、塙書房）

②『令集解』写本に関する一考察―内閣文庫本と菊亭文庫本―（上）（『続日本紀研究』二〇二号、一九七九年。後に『令集解』写本に関する一考察―紅葉山文庫本と菊亭文庫本―に改題し水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収）

③『令集解』写本に関する一考察―内閣文庫本と菊亭文庫本―（下）（『続

(三〇)

日本紀研究』二〇三号、一九七九年。後に『令集解』写本に関する一考察―紅葉山文庫本と菊亭文庫本―に改題し水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収）

④『令集解』諸本に関する基礎的研究（『法制史研究』二九号、一九八〇年。後に『令集解』諸本の系統的研究』に改題し水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収）

⑤「ハーバード大学法学部所蔵『令集解』について―無名の国学者山川正彬との関係から―」（『神戸学院大学教養部紀要』二二号、一九八六年。後に『江戸期における『令集解』研究の一例―ハーバード大学法学部所蔵『令集解』を中心に―』に改題し水本浩典『律令註釈書の系統的研究』所収）

前掲注（一六）を参照。

(三一)

①田中本は、原本を使用した。書誌は、『国立歴史民俗博物館資料目録』「田中穰氏旧蔵典籍古文書目録」古文書・記録類編（二〇〇〇年、歴史民俗博物館振興会）によれば、「館蔵資料番号 二三一、三五冊、江戸時代前期写、袋綴装、薄染表紙 二八・三〇・六、二四〜六二丁（墨付二三〜六〇丁）、楮紙、首尾に「金沢文庫」の黒方印を模写、一部訓点あり、一部表紙に押紙あり、山田清安旧蔵力。（後略）」とある。

②『鷹司家本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。書誌は、『和漢圖書分類目録』（一九五三年、宮内庁書陵部）によれば、「惟宗直本 江戸寫（鷹） 三五 二六六 七三四」とある。

③清家本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。書誌は、『国立国会図書館所蔵貴重書解題 第七巻 古写本の部第二』（一九七五年、国立国会図書館）によれば、「四〇巻（内一、二、二五、二六、二七、三七、三九欠）三四冊WAT637 惟宗直本撰、慶長二年から四年（一五九七―一五九九）清原秀賢等手写校合。清原家伝本。（中略）本書は、薄茶色の原表紙を付し、左肩に直書きで「令集解（巻数）（内容題）」と記している。この筆跡は、各巻秀賢の奥書と同筆である。書式は凡そ一定であるが、料紙は必ずしも定まらず、有界のものもあれば白紙のものもある。大きき二七・五×二二、每半葉八行、注文小字双行、又注小字双行、字数一七字。朱墨の校合書入れ、朱点、朱引きを施している。全体に虫損多く補修を行っている。（後略）」とある。

④紅葉山文庫本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。書誌は、『改訂内閣文庫圖書分類目録 下』（一九七五年、国立公文書館内閣文庫）によれば、「（金澤文庫藏本・來歴志著録本）存一〇巻（巻一―一〇） 惟宗直本（江戸初）寫（模寫） 楓 一〇 特二一〇 二」とある。

⑤東山御文庫本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。勅封番号 七四―三

〔6〕『旧抄本経書』の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。壬生文書 七四―八九六

〔三二〕新訂増補国史大系『令集解』前篇（一九六六年、吉川弘文館）所収、黑板勝美「凡例」

〔三三〕関靖「訪書のために京洛に旅して（下）」『書誌学』第二巻第六号、一九三四年。後に関靖・熊原政男『金澤文庫本之研究』所収、一九八一年、青裳堂書店

〔三四〕日本思想大系『律令』（一九七六年、岩波書店）所収、早川庄八「解題」

〔三五〕吉岡眞之『古代文献の基礎的研究』（一九九四年、吉川弘文館）所収

〔三六〕『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 歴史篇 第六巻（令集解6）』（一九九九年、臨川書店）所収

〔三七〕『旧抄本経書』は、壬生官務家の旧蔵に係り、現在は京都大学文学部古文書室が所蔵している。前田本『玉燭宝典』二軸の標紙に使用されていた。清家本巻十九考課二の欠けている巻首二紙に当たる鎌倉時代書写の極めて貴重な存在である。

『旧抄本経書』については、今江廣道「京大古文書室蔵『旧抄本経書』をめぐる」（『国学院雑誌』第八十巻第十一号、一九七九年。後に今江廣道編『前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』所収、二〇〇二年、統群書類従完成会）を参照。

〔三八〕空海（七七四―八三五）撰。天長七（八三〇）年成立。空海の主著であり、公的に真言宗の教義を内外に発表した綱要書である。本書は題名の示すとおり、人間の心の在り方、特色、修行の在り方を眺めつつ、順次高所に至り、ついに至高の境地である密教・大日如来の境地に至る全過程を説く。『日本仏教典籍大事典』（一九八六年、雄山閣出版）を参照。

高山寺本の底本は、前掲注（七）『高山寺古訓点資料第四』所収を使用した。書誌は、小助川貞次「高山寺蔵秘密漫荼羅十住心論書誌解題」（高山寺古訓点資料第四）所収によれば、「1」巻第一〇平安時代天永二年（一一二一）寫、粘葉装縦長本、楮交斐紙、「高山寺」單廓朱方印、雲母引原表紙、押え竹、押界七行、二四・〇×一四・〇、界高一九・六、界幅一・七、朱點（假名、聲點、ヲコト點・圓堂點、天永二年）、墨點（假名、ヲコト點・圓堂點力、院政期、但シヲコト點ハ卷首ノミニ存ス）（中略）〔2〕巻第二〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔3〕巻第三〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔4〕巻第四〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔5〕巻第五〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔6〕巻第六〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔8〕巻第八〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔9〕巻第九〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書ヲコト點ナシ、（中略）〔10〕巻第十〇體裁等〔1〕二同ジ、但シ墨書聲點・ヲコト點ナシ、（後略）

とある。
金剛三昧院本（請求番号 特二―シ金―二〇）の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。

〔三九〕撰者の濟暹は、真言宗の密教に精通し京都慈尊院に住した字僧。本書は承徳元年（一〇九七）七十三歳の著作で、空海の『般若心経秘鍵』の註釈書では最古のものとして重要視されている。『大正新脩大藏經索引 第三十二巻 統経疏部一』（一九八七年、大藏經学術用語研究会）所収「収録典籍解題」を参照。『補訂版国書総目録』第六巻（一九九〇年、岩波書店）七二―頁によると、『般若心経秘鍵開門訣』は、①高野山大学 ②高野山宝寿院（鎌倉末期写） ③高野山明王院 ④智積院 に所蔵していることが記されている。

①は、光台院より寄託を受け、高野山大学図書館で保管されている。書誌は以下の通りである。請求番号 一―四六／ヒ光／二―

本書は、袋綴装冊子本、上中下三巻三冊。書写年代は、〔江戸時代〕と推定される。遍照尊院、栄秀、密門有範師記念文庫（密門文庫）の旧蔵に係る。朱色表紙（二四・四×一六・八糎）。各冊表表紙左肩に「般若心経秘鍵開門訣巻上（下）」と墨書による打付外題がある。各冊表表紙右下に「栄秀」と墨書がある。栄秀（文化四年〔一八〇七〕〜明治十二年〔一八七八〕）は、高野山金剛峯寺の塔頭の遍照尊院に住し、数多くの真言諸流・神道諸流を伝授され、また伝授した。本文巻頭題署は「般若心経秘鍵開門訣巻上（下）」、尾題は一冊目、二冊目はなく、三冊目に「般若心経秘鍵開門訣巻下」に作る。

本文料紙は、楮紙、無辺無界、一冊目は每半葉九行十四〜二十一字と一定せず、二冊目、三冊目は每半葉九行十八字、注は小字双行。墨筆による返点・送仮名があり、所々に墨筆による縦点・校異注・義注・音訓が附される。本文書写は二冊目、三冊目は同筆であるが、一冊目は別筆の可能性が窺われることから、寄合書か。一冊目表表紙下部、一冊目巻頭遊紙の表、二冊目初葉表、三冊目巻頭遊紙の表にそれぞれ双廓方形陽刻朱印「密門／藏書」各一顆、また一冊目巻頭遊紙の裏、二冊目表表紙の裏、三冊目巻頭遊紙の裏にそれぞれ單廓長方形陽刻墨印「金剛峯寺／文庫／遍照尊院」各一顆を踏印する。「密門／藏書」は、密門有範師記念文庫の蔵印で、大正十三年（一九二四）に高野山大学図書館に寄贈された。密門有範（天保十四年〔一八四三〕〜大正九年〔一九二〇〕）は古義真言宗聯合総裁高野派管長大僧正となった人物である。「金剛峯寺／文庫／遍照尊院」は、高野山金剛峯寺の塔頭の遍照尊院の蔵印である。書写年代は、高野山大学図書館より〔江戸時代〕写と御教示を賜り、筆者の推定と一致した。栄秀については、三輪正胤『近代高野山の学問―遍照尊院栄秀事績考』新典社選書十八（二〇〇六年、新典社）、密門有範については、『近代高野山の学問―遍照尊院栄秀事績考』及び塚塚義光『明治以後の高野山典籍談』（密教研究 六十号 特輯号 明治・大正時代

を中心とする高野山の研究』一九三六年、高野山大学内密教研究会。後に復刻版、第一書房）、密門有範師記念文庫については、『近代高野山の学問―遍照尊院栄秀事績考』及び高野山大学百年史編纂室編『高野山大学百年史』（一九八六年、高野山大学学監鷲峰本賢）を参照。二〇〇六年八月二十九日調査実施。

②は、高野山霊宝館に寄託されている。未見。

③は、御手紙にて御伺いしたところ、明王院住職高岡隆州氏より、昭和二十七年（一九五二）五月の火災で、土蔵にも火が入り、多くの典籍・古文書が焼失したと御教示を賜った。

④は、智積院智山書庫所蔵である。書誌は以下の通りである。請求番号 二五棚二二箱／六／三一、三一、三一、三一

本書は、袋綴装冊子本、上中下三卷三冊。天明七年（一七八七）に慈忍が書写させたもの。智山常盤寮、隆瑜の旧蔵に係る。緑色表紙（二三・九×一六・八糎）。一冊目は表表紙左肩に「秘鍵開門訣上 濟運」と墨書による打付外題、二冊目は表表紙左肩に「秘鍵開門訣中 濟運」、三冊目も表表紙左肩に「秘鍵開門訣下 濟運」と墨書による題簽がある。一冊目の打付外題と二冊目、三冊目の題簽とは別筆である。一冊目表表紙に「十一函」の墨書、同じく一冊目表表紙に「共三冊」、「観如」の朱書、二冊目、三冊目に「観如本」の朱書がそれぞれある。

一冊目巻頭遊紙の裏に、

開宝鈔道範上 二卷本云洛運開門決羅什所訣心

經五本 又 五卷本 洛運僧都秘鍵開門訣古徳云等

瑜公秘鍵愚草上卷引用之但不出撰者名

釋教目錄下卷運公所述書目之中无載此書

と墨筆による識語がある。

本文巻頭題署は「般若心經秘鍵開門訣卷上（下）」、尾題は一定せず、一冊目は「般若心經秘鍵開門訣上巻」、二冊目は「般若心經秘鍵開門訣卷中」、三冊目は「般若心經開門訣下」に作る。本文料紙は、楮紙、無辺無界、每半葉十行二十字、注は小字双行二十字。所々に墨筆による返点・送仮名・校異注があり、また所々に朱引・朱筆による返点・送仮名・縦点・句点・校異注・義注が附される。本文書写は複数であることから、寄合書である。

一冊目末葉裏に、

以海住山寺藏本写得之訖彼本今在于洛北興聖

禪寺

天明七年丁未秋七月六日閣毫於智積教院南杉

端

二冊目末葉裏に、

東武沙門慈忍

以海住山寺藏本写得之訖彼本今在于洛北興聖
禪寺

天明七年丁未秋七月念日閣毫於智積院中南杉舎

武州沙門慈忍

と一冊目、二冊目にそれぞれ奥書を有する。

奥書に見える海住山寺とは真言宗智山派海住山寺、洛北興聖禪寺とは臨濟宗興聖寺派興聖寺のことを指すか。

一冊目末葉裏尾題の次行に「沙門聖沙」の墨書がある。各冊初葉表にそれぞれ単廓長方陽刻朱印「智山常盤寮藏本」各一顆、それぞれ単廓長方陽刻朱印「隆瑜藏」各一顆を踏印する。「智山常盤寮藏本」は、智積院内に宝永七年（一七一〇）に建立された寮舎の蔵印、「隆瑜藏」は、智積院第三十三世隆瑜僧正（嘉永三年（一八五〇）七十八歳にて没した）の蔵印である。なお、智山伝法院編『智山書庫所蔵目録』二卷（一九九五年、真言宗智山派宗務庁）によれば、書名を「秘鍵開門訣」とする。智山常盤寮・隆瑜については、村山正榮編『智積院史』（一九三四年、総本山智積院内弘法大師遠忌事務局）を参照。二〇〇六年七月二十五日調査実施。

以上の『補訂版国書総目録』に著録される①④のテキストの他に、⑤増福院本がある。本書は、高野山大学附属高野山図書館編『高野山増福院文庫聖教文書類目録』（一九九七年、高野山大学）二十一頁に著録されている。今回は、マイクロフィルム及びマイクロフィルム紙焼き写真を使用しての調査であるが、書誌は以下の通りである。整理番号 〇三一一〇二五一一〇三、マイクロフィルム番号 六一一〇四、紙焼番号 一〇六

本書は、袋綴装冊子本、上中下三卷三冊。天保十五年（一八四四）に饒善が書写させたもの。増福院の旧蔵に係り、日光院の旧蔵の可能性が窺われる。各冊表表紙左肩に「般若心經秘鍵開門訣上（下）」と墨書による打付外題、各冊表表紙右下に「日光院」、巻上表表紙右肩に「性信親王之附法／濟運僧都記」及び打付外題の下（すなわち左下）に「日光□」、二冊目、三冊目表表紙右上に「共三」と墨書がそれぞれある。表表紙の墨書は各冊全て同筆且つ本文、奥書のいずれとも別筆である。一冊目扉の左肩に本文と同筆と思われる「般若心經秘鍵開門訣上」と墨書があり、またその裏の右端には本文と同筆且つ奥書と同筆と思われる「遍照尊院栄秀令備筆愚草老示護法之志須宜珍護矣」と墨筆による識語がある。二冊目扉の左肩に本文と同筆と思われる「開門訣中」、三冊目扉の左肩に本文と同筆と思われる「般若心經秘鍵開門訣下」と墨書がある。本文巻頭題署は、一冊目、三冊目は「般若心經秘鍵開門訣卷上（下）」、二冊目は「般若心經秘鍵開門訣卷中」、尾題は一冊目、二冊目はなく、三冊目は「般若心經秘鍵開門訣下」に作る。本文料紙は、無辺無界、每半葉九行十八字、注は小字双行。墨筆による返点・送

仮名があり、また所々墨筆による縦点・音訓・校異注・義注が附される。マイクロフィルム及びマイクロフィルム紙焼写真による調査のため、色は不明であるが、傍線・合点が附される。本文書写は、一冊目、二冊目は同筆であるが、三冊目のみ別筆の可能性が窺われることから、寄合書か。

一冊目末葉表に、

○行則十四事（善安心経卷之五）

（善安心経卷之五）

天保十五龍星次甲辰夏五月以壽門主藏本使僧

傭寫而身自再三訂校訖抑壽（本）元來甚處漏洩

筆謬悞至多實以難讀因而經數日一々訂烏焉校

刀刁便後覽冀擬報謝恩令法久住之勝計（前）

前左学頭法本金剛鑿善輝潭（現住）謹誌（十七）

于時在天野社邊僑居花之坊東窓之下

二冊目末葉表左側に、

天保十五年龍次甲辰夏五月中浣再三映校訖

金剛乘沙門鑿善世臘七十又一（在天野前開）

（僑居之誌）

三冊目末葉裏に、

天保十五歲龍次癸卯夏六月中浣使弟

子僧繕寫九經一月映校研訂畢此則擬

令法久住勝計但原本魚魯混淆焉

參差實勞矚目唯事短攻伏遺可畏而已

金剛峯定額上綱鑿善輝潭（現住）記

と各冊に奥書を有する。

その他管見の限り鑿善に関する記事は、性心撰『即身義鈔』上之本（『真言宗全書第十三』所収、一九三三年、真言宗全書刊行会）の奥書に「文化十三年丙子秋九月以宇治本令惠教房繕寫再校對計正衍誤了／紀南：沙門鑿（上記の「鑿」、梵字）善輝潭（現住）」とある。鑿善は、真明より御流神道を伝授され、天保十四年（一八四三）九月に榮秀に伝授した。鑿善については、三輪正胤『近代高野山の学問―遍照尊院榮秀事績考』を参照。二〇〇六年八月三十一日調査実施。調査の結果、①・④・⑤の三本は、『義疏』の引用箇所については、異同は認められなかった。

(四〇)

弘安十年（一二八七）、信範の弟子了尊の撰。承澄・信範の学問の伝統を踏まえ、韻学上の問題を項目別に取り上げて論述し、更に仏教哲学・中国思想・中国音韻学等を探り入れて韻学を一つの学として成立させようとした。馬淵和夫編『影印注解悉曇学書選集』第四卷（一九八九年、勉誠社）所収、序を参照。鈔方本の底本は、『影印注解悉曇学書選集』第四卷所収を使用した。本書は、

『補訂版国書総目録』第四卷（一九九〇年、岩波書店）一三八頁には著録されていない。書誌は、『影印注解悉曇学書選集』第四卷所収、解題によれば、「鈔方建一郎氏蔵（正徳五年書写本） 袋綴十冊 水浅葱色表紙 表紙右下に「浄眼求之」と墨書する。紙幅一八・〇センチ 紙高二六・七センチ（後略）」とある。

『補訂版国書総目録』第四卷（一九九〇年、岩波書店）一三八頁によると、『悉曇輪略図抄』は、①高野山金剛三昧院（室町末期写） ②高野山三寶院（巻九欠、天保九写、一〇冊） ③高野山親王院（巻一・二前半、貞享三写）（悉曇輪略図抄序） ④高野山遍照光院（貞和二写）に所蔵することが記されている。このうち③高野山親王院所蔵の二本は、『義疏』の引用箇所が巻第七のため、今回は調査から除外した。

①は、未見。

②は、三寶院より寄託を受け、高野山大学図書館で保管されている。書誌は以下の通りである。整理番号 四五―一三―一八三

本書は、袋綴装冊子本、十卷（欠巻九）九冊。別本巻五（一冊）を附す。天保九年（一八三八）に隆鮮が書写させたもの。練色表紙（二四・五×一七・〇糎）。各冊、別本表紙左肩にそれぞれ「悉曇（上記の「悉曇」、梵字）輪略圖抄 一（一十）」と墨書による打付外題。四冊目表紙見返に「輪略圖抄才四」、五冊目十冊目表紙見返に「輪略圖抄五（一十）」と墨書する。

四冊目十冊目は、以上のように、表紙見返に墨書があり、また、その見返が表紙に貼附されていることから勘案して、元表紙は本文共紙か。十冊目裏表紙は、綴糸から背にかけての部分は残存するものの、原因は不明であるが欠損している。一冊目表紙右肩に「欠巻九」と墨書する。

一冊目表紙見返に、

序 弄紐

声字實相

鬼文之事

四声

入（虫損）（入力）声

反切

声韻

二冊目表紙見返に、

摩多鉢文事

不可得之事

十八章之事

十五或説事

両番帖積事

生字之事

三冊目表紙見返に、

單餘重章事 連聲音便之事

三内之事

五音之事

當中間之事

直拗音事

奕密鹿頭事

五冊目表紙見返に、

自重異重之事

自重太呼之事

無音非字之事

首尾省不之事

省事所用之事

字形同異之事

翻譯之事

とそれぞれ目録と思われる事項を墨書する。

本文の前に序があり初行は「悉曇輪略圖抄序」である。本文巻頭題署は、一冊目は「悉曇輪略圖抄卷第一 未再治」、二冊目〜十冊目及び別本は「悉曇輪略圖抄卷第二（〜十）」に作る。本文料紙は、楮紙、無辺無界、每半葉五行二十〜二十二字（主に二十字）、注は小字双行二十八〜二十九字。墨筆による返点・送仮名・音訓（片仮名）・梵字の音（片仮名・漢字）・反切を附し、また、朱引、隆鮮と記す奥書と同筆の朱筆による返点・送仮名・音訓（片仮名）・校異注・義注・梵字・引用書の撰者を附す。七冊目には、本文とは別筆の朱筆による「裏書云」が散見され、多くの外典の引用を示す。四冊目の朱筆は、「紀里等文事」の表の梵字の一部と片仮名による梵字の音のみに附す。別本は、墨筆による返点・送仮名・附訓を附し、朱筆は「字形同異事」の表の一部にのみ附す。尾題は、一冊目は「悉曇輪略圖抄卷第一」、二冊目〜十冊目及び別本は「輪略圖抄卷第二（〜十）」に作る。一冊目末葉に、

貞和二年^{丙戌}十月八日亥剋於高野山一心院奥坊書写訖

金剛資融濟五十四

貞享三^{丙寅}年六月廿日酉剋於攝津國烟原村安田性屋敷

為天下安全万民豊樂為佛法紹隆興隆密教

悲母居室令書写訖為弘法利生二利滿足為悲母二世悉地

為顯密成就万德圓滿為三宝四恩謝德成就

報恩為六道功德如意

如意圓滿為慈父尊靈決定成佛、為自他同性无上為焉

為護持法主行願圓滿

為法界聖靈成正覺

金剛佛子理智門

五十二歳

天保九年

六月日令閑徒書写畢同九月廿三日夜加朱点

一校畢

と墨書する。

二冊目末葉表に、

貞和二年十一月日於高野山一心院知足蘭書写之

悉曇末學阿覺^{四十五}

貞享三^{丙寅}年七月九日未剋於攝津國烟原村安田性屋敷

悲母居室令書写之訖為天下安全万民豊樂為佛法紹隆興隆密教為顯密成就万德圓滿為弘法利生二利滿足為三宝四恩

と墨書する。

二冊目末葉裏に、

報恩謝德為六道功德如意成就為悲母二世悉地如意圓滿為慈父尊令決定成佛為護持法主行願圓滿為自他

同性无上菩提焉

金剛佛子理智門

五十二歳

天保九年七月日令写得畢同八月廿四一校且加朱点

と墨書する。

二冊目裏表紙見返の右下に、

吉祥子隆鮮

と墨書する。

三冊目末葉表尾題次行に、

天保第九^{戊戌}歳七月日令書写畢同八月廿四日

一校且加朱點畢

と朱書する。

三冊目末葉裏に、

貞和二年^{丙戌}十月之比較高野山一心院知足蘭詠

舜了房

書寫之手自校合畢

悉曇（上記の「悉曇」梵字）末学融濟^{五十四}

了

了

貞享三^{寅丙}年霜月十月申尅於攝津國畑原村安田性屋敷^{感實社}悲母居室令書寫之訖為天下安全万民豐樂為佛法紹隆興隆密教為顯密成就万德圓滿為弘法利生二利滿足為三寶四恩報恩謝德為六道功德如意成就為悲母二世悉地如意圓滿為慈父尊靈決定成佛為護持法主行願圓滿為自他同性无上菩提焉

金剛佛子理智門

五十二歲

と墨書する。

四冊目第三十八葉裏尾題次行に、

貞和二年^{戌丙}十月八日一夜之中書寫終功畢

于時高野山一心院內金光院中寮寒嵐拂砌甚

と墨書する。

四冊目末葉表に、

雨灑窓獨挑紅燭怒馳紫毫筆

金剛資本明

一捺了

阿覺

貞享三^{寅丙}年霜月廿五日酉尅於攝州兔原郡都賀莊

畑原村安田性屋敷悲母居室令書寫訖為天下安全万民

と墨書する。

四冊目末葉裏に、

豐樂為佛法紹隆興隆密教為顯密成就万德圓滿為

弘法利生二利滿足為三寶四恩報恩謝德為六道功德

如意成就如意圓滿為悲母二世悉地如意圓滿為慈父

尊靈決定成佛為法界聖靈成等正覺為護持

法主行願圓滿為自他同性无上菩提焉

と墨書する。

四冊目裏表紙見返に、

金剛佛子理智門

五十二歲

天保九年^{戌戌}八月廿八日以右御本書寫之

吉祥子隆鮮

と墨書する。

五冊目第三十二葉裏尾題次行に、

貞和二年^{戌丙}十月十三日子尅於高野山一心院之内

と墨書する。

五冊目末葉表に、

知足園爐邊書寫訖

金剛資融濟^{五十四歲}

後同手自捺了

貞享三^{寅丙}年十二月廿九日申尅於攝州兔原郡

都賀莊畑原村安田性屋敷悲母居室令書寫訖

と墨書する。

五冊目末葉裏に、

為天下安全万民豐樂為伽藍安穩興隆密教

為顯密成就万德圓滿為弘法利生二利滿足為

三寶四恩報恩謝德為六道功德如意成就如意

圓滿為悲母二世悉地如意圓滿為慈父尊靈

決定成佛為法界聖靈成等正覺為護持法主

と墨書する。

五冊目裏表紙見返に、

行願圓滿為自他同證无上菩提焉

金剛佛子理智門^{五十二歲}

天保九年^{戌戌}歲八月十八日寫了之

『同八月廿四日一捺加朱点』 隆鮮

『了吉祥子 鮮』

とある。

六冊目第四十二葉表に、

貞和二年十月中旬之比於高野山一心院知足園詔

本明房書寫了辟事等多之手自校合直付之尚

不審等甚多後説之人莫謬之以證本重可校合者也

阿覺^{五十四}

と墨書する。

六冊目第四十二葉裏に、

貞享四^{卯丁}年六月六日未尅於攝州兔原郡都賀莊畑原

村安田性屋敷悲母居室令書寫訖為天下安全万民豐樂

為佛法興隆密教紹隆為顯密成就万德圓滿為弘法

利生二利滿足為三寶四恩報恩謝德為六道功德如意

と墨書する。

六冊目末葉表に、

成就如意圓滿為悲母二世悉地如意圓滿為慈父尊靈

決定成佛為法界聖靈成等正覺為護持法主行願

圓滿為自他同證无上菩提焉

金剛佛子理智門五十三歲

と墨書する。

六冊目裏表紙見返に、

天保九七月日令書写之了同八月廿七日校之

且加朱点畢 吉祥子隆鮮

と朱書する。

七冊目裏表紙見返に、

天保九戌年七月日以理智門阿遮梨御自筆本

令書写畢

同年八月廿八日一校且加朱点畢

吉祥子隆鮮

とある。

八冊目裏表紙見返に、

天保九戌歲七月日以理觀大遮梨御本令書写了

同八月廿八日一校且加朱点畢

吉祥子隆鮮

とある。

十冊目裏表紙見返に、

天保九年七月日令写了

隆鮮

同八月廿八日一校且加朱点了

とある。

別本末葉表に、

貞和二年^{丙戌}十月十三日子尅於高野山一心院之内

知足園爐邊書寫訖

金剛資融濟^{五十四}

後同手自校了

貞享三^{丙寅}年十二月廿九日於^{甲戌}攝州兔原郡

と墨書する。

別本末葉裏に、

都賀莊畑原村安田姓屋敷悲母居室令書寫訖

為天下安全万民豐樂為伽藍安穩興隆密教

為顯密成就万徳円満為弘法利生二利満足為

三寶四恩報恩謝徳為六道功德如意成就如意

円満為悲母二世悉地如意円満為慈父尊靈

と墨書する。

別本裏表紙見返に、

決定成佛為法界聖靈成等正覺為護持法主

行願円満為自佗同證无上菩提焉

金剛佛子理智門^{五十八}

天保九^{戊辰}年五月四日書写畢

金剛佛子隆鮮

と墨書する。

以上のように、各冊、別本にそれぞれ奥書を有する。これら奥書から、貞和二年（一三四六）に書写したテキストを貞享三年（一六八六）から貞享四年（一六八七）にかけてに書写し、この貞享書写のテキストを天保九年（一八三八）に書写し、同年八月から九月にかけてに校合し朱点を加えたものと推定される。

本文書写は、

【あ】一冊目（初葉〜第十七葉）・四冊目（第六葉〜末葉）・五冊目（全）・別本（第二十八葉〜末葉）

【い】一冊目（第十六葉〜末葉）・二冊目（全）・六冊目（全）・七冊目（全）・八冊目（全）・十冊目（全）

【う】三冊目（全）・四冊目（初葉〜第五葉）・別本（初葉〜第二十八葉）

の【あ】【い】【う】の三筆に分けられることから、寄合書である。天保九年の奥書による奥書及び同年の朱書による奥書は（ただし、別本は朱書による奥書なし）は、別本のそれ以外全て同筆と思われ、且つ本文【あ】と同筆か。各冊、別本にそれぞれ単廓方形陽刻朱印「懐／玉」と推定される各一顆を踏印する。七冊目第三葉表肩上に本文と別筆の「淤游」と墨書による附箋がある。

十冊目第二十一葉裏と第二十二葉表上段に、

裏書

金界

成身會^{自淨三業 至極三昧耶}

降三世會^{降三世 大樂不空}

理趣會^{淨日理 淨日理}

微細會^{攝五相成身 攝五相成身}

羯磨會

三昧耶會

大供養會

四印會^{金剛薩埵大印 金剛薩埵大印}

一印

十冊目第二十一葉裏と第二十二葉表中段〜下段に、

胎界

青龍觀

平等菩提

胎界

胎界

胎界

胎界

胎界

胎界

胎界

胎界

胎界

胎界

如来身院 自示三昧耶○至除蓋障

觀音院 觀自在○地藏

文殊院 曼殊室○諸奉教

除蓋障院 大愛敬○不思議惠

地藏院 地藏旗○堅固意

虚空藏院 虚空无垢○安住惠

金剛手院 執金剛○金剛拳

釋迦院 無能勝○諸菩薩

遍知院

五大院

蘊悉地院

四大護院

と墨書する挿入紙がある。

この挿入紙は、本文の脱した部分を後に補写したものと推定される。二〇〇六年八月三十日調査実施。

④は、未見。④を底本としている『大正新脩大藏經 第八十四卷』（一九六三年、大正新脩大藏經刊行会）所収本を用いた。

隋代の蕭吉撰。漢代より魏晉南北朝時代にかけて盛行した陰陽五行説をまとめた書。元弘相伝本（穂久邇文庫所蔵本）の表書・裏書に『五行大義』中の本文の字句の極めて多くの箋注が施され、多数の文献が引用されている。

中村璋八氏によると、表書・裏書の成ったのは、鎌倉時代に入ってからであるが、智円が相伝した元弘三年（一一三三）よりは相当以前、恐らく、本文の書写と同じうし、鎌倉時代初期から中期にかけてのある時期であったかと推定されている。『五行大義（二）』古典研究会叢書 漢籍之部 第八卷（一九九〇年、汲古書院）所収、中村璋八「五行大義に就いて」を参照。

『書誌は、石塚晴通「五行大義元弘本の書誌」（『五行大義（二）』所収）によれば、「鎌倉時代元弘三年頃書寫、卷子装う後二折本装二改ム、楮交斐紙、縦三十三・一糎（界高二十六・三糎、十六字）横五十一・三糎（十八行）ノ料紙ヲ繼グ卷子装う横二十二・八糎（片面八行）ノ折本装二改ム、柿澁表紙（後略）」とある。

底本は、『五行大義（二）』を使用した。

（四二）正和三年（一一三二）四、釈法空の撰。『聖徳太子伝暦』の注釈書で、仏典・日本古籍・漢籍を多く引用する。阿部隆一「室町以前成立聖徳太子伝記類書誌」（『聖徳太子研究会編「聖徳太子論集」一九七一年、平楽寺書店。後に「阿部隆一遺稿集 第三卷 解題篇二」所収、一九八五年、汲古書院）、前掲注（二）阿部隆一②、飯田瑞穂「聖徳太子平氏伝維勸文・上宮太子拾遺記」（『国文学解釈と鑑賞』五十四巻十号、一九八九年、至文堂。後に『聖徳太子伝の研究

飯田瑞穂著作集1」所収、二〇〇〇年、吉川弘文館）を参照。

底本は、マイクロフィルム紙焼き写真（函架番号 五五七 七五）を使用した。書誌は、阿部隆一「室町以前成立聖徳太子伝記類書誌」によれば、「宮内庁書陵部蔵明治影写本六冊。（中略）法隆寺蔵本の影写で、本文と別筆の巻末の伝領識語に「右抄全部六冊自春字房五師方預相伝訖適悦ノ不斜者也ノ天正十年甲月五日上宮門葉法相未資実秀」と。（後略）」とある。

（四三）文安五年（一四四八）、法隆寺の釈訓海の撰。『聖徳太子伝暦』の注釈書で、『聖徳太子平氏伝維勸文』と同様に、仏典・日本古典籍・漢籍を多く引用する。飯田瑞穂「法隆寺蔵尊英本「太子伝玉林抄」解説」（法隆寺編『法隆寺蔵尊英本太子伝玉林抄 下巻』所収、一九七八年、吉川弘文館。後に「聖徳太子伝の研究 飯田瑞穂著作集1」所収、二〇〇〇年、吉川弘文館）を参照。

底本は、『法隆寺蔵尊英本太子伝玉林抄 上巻』（一九七八年、吉川弘文館）・『法隆寺蔵尊英本太子伝玉林抄 中巻』（一九七八年、吉川弘文館）・『法隆寺蔵尊英本太子伝玉林抄 下巻』を使用した。

書誌は、「法隆寺蔵尊英本「太子伝玉林抄」解説」によれば、「寫本。袋綴十九冊（但し内一冊新寫後補）。楮紙。縦二四・六センチメートル、横一九・七センチメートル。（後略）」とある。

（四四）本稿に於いて、鈔本「義疏」三十七本の所在が確認できているうち、応永三十四年本・文明九年本・清熙園本の三本を底本とした理由は、次の通りである。

○応永三十四年本（一四二七年）は、現存の鈔本「義疏」中、最古の年紀を有するため。

○文明九年本（一四七七年）は、武内義雄氏が前掲注（四）②に於いて、底本としているため。

○清熙園本について、後に示すように武内義雄氏は「私が寓目した日本の皇疏の旧鈔本中、最も古いと考えられる清熙園蔵本」、高橋均氏は「清熙園本ほど整った記述されているものを他に見ない。」と述べて両氏は評価している。また、高橋均氏は前掲注（五）⑩に於いて、『義疏』の底本としているため。

応永三十四年本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。『尊経閣文庫漢籍分類目録』（一九三四年、石黒文吉）によれば、

論語義疏 十卷 梁皇侃疏 古鈔本 一〇
とあるが、旧鈔本「義疏」中、最古の年紀である応永三十四年が記されていることには、言及していない。

文明九年本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。龍谷大学図書館編『龍谷大学図書館善本目録』（一九三六年、龍谷大学出版部）によれば、

論語義疏。 梁、皇侃。 十卷五冊 ○二一一二〇一五

室町時代中期の寫本。袋綴。縦七寸五分、横四寸七分。黒褐色原表紙(補修)。六行二十字詰。注雙行。卷二末に墨書して「于時文明九年」丁六月廿八日書寫畢」

卷四末に墨書「時文明九年」丁八月十一日映朔鴈考書寫畢」朱點、墨點あり。改装本である。皇侃の義疏には鄰邦己佚の書として有名なものであるが現存諸書鈔本は概ね邢疏を含み、義疏の眞を傳へず。而も南北朝に遡り得るものを見ず。成實堂文庫本に寶徳三年の奥書ある鈔本あれども遽に信じ難く、本館所蔵本は現存の義疏として年號明記ある最古のものであらう。邢疏を含むこと他本と同じ。

とあり、応永三十四年本があるにもかかわらず、この文明九年本が最古の年紀を有するテキストとしている。

清熙園本の底本は、マイクロフィルム紙焼き写真を使用した。

天理図書館編『天理図書館稀書目録』和漢書之部第三、天理図書館叢書第二十五輯(一九六〇年、天理大学出版部)によれば、

論語義疏 寫 十卷 五冊 四六〇

皇侃(梁)著 自序 何晏論語集解序 袋綴 利久鼠色表紙 二三糶一七・

五糶 四周單邊二〇・五糶一五・五糶 有界九行二十四字小雙行 題簽左肩

後筆 「皇侃疏一之二(一九之十)」 尾題「論語卷一(一十)」、「清熙園圖書

印」(室町時代初期寫 朱筆訓點を施す(中略) 一一三・三一イ一七)(重美)とある。

また、武内義雄氏は、前掲注(四)③に於いて、

私が寓目した日本の皇疏の旧鈔本中、最も古いと考えられる清熙園蔵本には集解本の下に皇疏と正義の一部分とを配纂しているがその本経集解本は明経博士清原家の証本らしいから、おそらく最初は清原家の学者が講釈の便にそなえるために作ったものであらう。

と述べている。

高橋均氏は、前掲注(五)⑨に於いて、

舊抄本中に邢昺の正義を引く場合、「昺」「正義」「昺正義」「昺云正義」などさまざまな呼び方があった。そして、「昺」と呼ぶのが最も古いのではなく、ろつかと推測したが、その根拠をここで改めて考えてみよう。

繰り返し觸れたように、皇侃の義疏は多くの注釋家の説によって構成されていることをその特長とする。そこに新たに注釋を取り入れようとした場合、義疏と同じく、その呼び方は書名ではなくて注釋家の名である。つまり「正義」という書名ではなくて、「邢昺」という注釋家でなくてはならない。こうして始めて正義の説は、義疏に見える注釋家の説と並列されることになり、義疏と一體化されるのである。私はこのように考える據り所として、舊抄本の中で最も古い抄本のひとつと考える清熙園本論語義疏の記述を擧げ

る。その疏では、注釋家ごとに、いずれも上に一字分の空格が置かれていて、その前と區別されている。そして、邢昺の正義を引く場合でも、義疏に引かれる注釋家の場合と同じように上に一字分の空格が置かれ「昺云……」とされている。即ち、清熙園本においては、空格を置くこと、注釋家名であること、この二点によって義疏中に引かれる注釋家の説と、後から加えられた正義とは、完全に一體となっているのである。

高橋氏注「敦煌本論語疏は、舊抄本とはまったく形式が異なるので直接比べられないが、提示の句とそれへの疏とがそれぞれ一字分の空格を置いて區別されている。清熙園本のこのような記述と共通する点において興味深い。

また、現在見る舊抄本で、清熙園本ほど整って記述されているものを他に見ない。清熙園本を、今直ちに舊抄本中の祖本、或いはそれに近いものと断定しようとするわけではないが、このテキストの記述によってこのようなことを考えた。

と述べている。

(四五)

敦煌でフランス人ポール・ペリオ(Paul Pelliot)により発見され、現在は、パリ国立図書館が所蔵している。学而・為政・八佾・里仁の四篇が僅かに伝存するのみの残巻であり、唐代末期の乾寧三年(八九六)以前の鈔本と推定されている。王重民「敦煌古籍叙録」(一九七九年、中文出版社)巻一 經部を参照。高橋均氏は前掲注(五)⑤、土田健次郎氏は「IV儒教典籍 五「論語」」(池田温責任編集「講座敦煌5 敦煌漢文文献」所収、一九九二年、大東出版社)に於いて、王重民氏の説をそれぞれ紹介している。底本は、東洋文庫所蔵マイクロフィルム紙焼き写真Pellicot chinois Touen-houang 3573を使用した。

(四六)

前掲注(五) 高橋均⑩を参照。

(四七)

「論語義疏の系統に就いて」。前掲注(七)を参照。

(四八)

「修文殿御覽」と推定する説には、例えば、羅振玉「敦煌本修文殿御覽跋」(羅振玉校刊群書叙録)所収、一九九八年、江蘇広陵古籍刻印社)を挙げることができ

(四九)

『華林遍略』と推定する説には、例えば、洪業「所謂修文殿御覽者」(『燕京學報』第十二期所収、一九三三年)、季羨林主編「敦煌學大辭典」(一九九八年、上海辭書出版社)の「華林遍略」の項(李鼎霞氏執筆)を挙げることができる。

(補記)

本稿に於いて『令集解』の主要な写本としてテキストに用いた田中本・鷹司家本・清家本・紅葉山文庫本・東山御文庫本・『旧抄本經書』の他に秘閣本が伝存する。すなわち、大谷大学図書館所蔵秘閣本「令集解」卷第八僧尼令(神田喜一郎氏旧蔵)、宮内庁書陵部所蔵秘閣本「令集解」卷第十一戸令(秘閣旧蔵)・卷第十二田令(秘閣旧蔵)であって、両者は僚卷といえる。秘閣本は系統や性格が詳らかにならなう、本稿では除外した。系統や性格については、

〔追記〕

今後の課題としたい。田島公「焼失を免れていた秘閣本『令集解』——書陵部と大谷大学に分蔵される写本の由来——」（『日本歴史』第六〇〇号 記念特集号、一九九八年）を参照。

本稿脱稿後に、許建平『敦煌經籍叙録』（二〇〇六年、中華書局）を入手した。敦煌遺書の代表的な先行研究には、前掲注（四五）王重民『敦煌古籍叙録』を挙げることができ、本稿では敦煌本『論語疏』について、王重民氏の説に依拠した。しかし、許建平氏は敦煌本『論語疏』について新たな説を提出されている。氏は「卷七 論語 四 皇侃《論語疏》」に於いて、前掲注（四九）『敦煌学大辞典』の「宣諭使函書記」の項（李正宇氏執筆）の「此卷書法逾美、功力頗深、非晚唐敦煌抄手所能及、疑為内地写本、宣諭使携至敦煌者。」に依拠し、「其爲中原寫本可無疑矣」と述べている。以上をまとめると、敦煌本『論語疏』について、許建平氏は、敦煌に於いて書写されたテキストではなく、中原に於いて書写されたテキストと推定されている。前述の如く、本稿は王重民氏の説に依拠したが、許建平氏の説に依拠しても、本稿の考証・結論には大きな影響を及ぼすものではない。なお、敦煌本『論語疏』の個別的検討は、今後の課題としたい。

また、徐望駕『《論語義疏》語言研究』広東商学院學術文庫（二〇〇六年、中国社会科学出版社）を入手した。氏は、『論語義疏』の研究史を概観し、研究の意義等を述べ、中古漢語研究の見地から言語学的考察を加えている。また附録として、テキストの流伝、及びテキストの所蔵機関等を記す。

